

平成 29 年台風第 21 号 玉城町災害復旧・復興計画



平成 30 年 9 月
三重県玉城町

ごあいさつ

平成 29 年台風第 21 号は、10 月 21 日から 23 日にかけての記録的な豪雨により、河川の氾濫や浸水害などを多数発生させ、500 棟以上が浸水するなど、過去に例をみない甚大な被害をもたらしました。

被災されました方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

また、被災直後から献身的なご支援をいただきました国や県、各市町、各種団体の方々をはじめ、ボランティアの皆様や義援金、見舞金など多数の皆様から心温まる励ましとご支援を賜り、玉城町を代表いたしまして心より厚く感謝申し上げます。

未曾有の災害ではありましたが、危険が迫る中で、町民の皆様とにかく適切かつ安全に避難していただくか、避難の判断、情報の伝達方法、避難者の把握など、発災前・発災時・発災後の各段階において、課題もいくつか見えてまいりました。今後、これらの課題を解決し、減災に努め、後世に誇れるような、だれもが安心して元気に暮らせる地域の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

今回、この災害経験を風化させず、次の世代へ伝えるとともに、今後の防災・減災の向上を目的として、『平成 29 年 台風第 21 号 玉城町災害復旧・復興計画』を策定いたしました。

今回の災害体験を教訓として、町民の皆様の支えあいや助け合いの力を集結し、また、町議会そして町民の皆様との協働により、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進してまいります。引き続き、ご指導ご協力賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

今こそ、町民の皆様お一人おひとりの力を一つにし、『みんなの力で、強い玉城へ』をキャッチフレーズに復旧・復興を進めてまいります。



平成 30 年 9 月

玉城町長

谷村 修一

〈目次〉

1	平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画策定にあたって	
(1)	被害の状況	1
(2)	計画の目的	1
(3)	計画の適用地域	2
(4)	計画の位置付け	2
(5)	計画の期間	4
(6)	計画の範囲	5
(7)	計画の推進体制	5
2	復旧・復興の基本理念と基本目標	
(1)	復旧・復興の基本理念	6
(2)	基本目標の概要	7
	基本目標Ⅰ 被災者生活再建	
	基本目標Ⅱ 災害に強いまちづくり	
	基本目標Ⅲ 産業と経済の再建	
	基本目標Ⅳ インフラ整備	
(3)	体制図	9
3	基本目標別の復旧・復興計画	
I	被災者生活再建	10
(1)	被害認定調査・罹災証明発行	
(2)	被災者支援対策	
(3)	災害廃棄物及び土砂・流木処理	
(4)	住宅の提供（被災者応急住宅）	
(5)	生活支援（義援金の配分・税軽減）	
(6)	被災児童への支援	
(7)	被災者の健康支援	
II	災害に強いまちづくり	23
(1)	防災・減災対策の強化	
(2)	災害記録作成	
(3)	中小河川等の総合的治水対策	
III	産業と経済の再建	28
(1)	中小企業等への事業再建支援	
IV	インフラ整備	30
(1)	農地・林道等施設、道路等公共土木施設、河川等公共土木施設の復旧	

4 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

- (1) 災害記録（全体）
- (2) 台風経路図
- (3) 地上天気図および気象衛星赤外画像
- (4) レーダー実況図
- (5) 解析雨量
- (6) 降水量時系列図
- (7) 主な河川水位の状況
- (8) 気象に関する注意報・警報等
- (9) 玉城町浸水図
- (10) 平成 29 年台風第 21 号災害復旧箇所 位置図
- (11) 災害復旧事業（補助事業分）位置図
- (12) 災害対策本部 時系列
- (13) 災害に係る各市町等の応援
- (14) 災害記録写真
- (15) 広報たまき掲載
- (16) 玉城町災害復旧・復興プロジェクトチーム委員名簿
- (17) プロジェクト会議の経過
- (18) 懇談会・説明会等
- (19) 台風第 21 号による被災に伴う災害対応経費
- (20) 平成 29 年台風第 21 号関連新聞記事

1 平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画策定にあたって

(1) 被害の状況（平成 29 年 12 月 27 日現在）

○家屋被害：床上浸水 278 戸（全壊 3 戸、半壊 88 戸、半壊に至らない 187 戸）
床下浸水 250 戸

○人的被害：重傷者（骨折）2 名
※度会町地内で玉城町民 1 名死亡

○公共施設等の被害：道路	51 箇所（※うち通行止め 6 箇所）
河川	10 箇所
農林施設	201 箇所
田丸城跡	24 箇所
土砂崩れ	8 箇所

(2) 計画の目的

平成 29 年台風第 21 号（以下「台風第 21 号」という。）は、平成 29 年 10 月 21 日から 23 日にかけて三重県を襲い猛烈な雨を降らせ、10 月 21 日から 23 日の降水量は、近畿地方や東海地方を中心に 500mm を超える記録的な豪雨となりました。玉城町においても 1 時間雨量 60mm を超え、累積雨量 500mm を超える雨量を観測しました。

この台風第 21 号の豪雨は、広い範囲で河川の氾濫や浸水害等を発生させるなど未曾有の被害をもたらし、町民の平穏な日常生活を奪いました。

まちの復旧・復興に取組み、一刻も早い被災者の生活再建を図るとともに、このような水害の猛威や今回の体験を教訓とし、自然災害を施設等の整備のみに依存するだけでなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、新たな町の再生と発展を目指し、町民が安全で安心に暮らせることのできる環境整備を計画的に進めていくため、「平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画」（以下「復旧・復興計画」という。）を策定します。

(3) 計画の適用地域

計画の適用地域は、玉城町全域とします。

(4) 計画の位置付け

玉城町の上位計画は、「第5次玉城町総合計画後期基本計画(以下、総合計画という。)」
「玉城町地域防災計画(以下、地域防災計画という。)」であり、「復旧・復興計画」は、
総合計画及び地域防災計画の目指す町の姿を実現するために策定するものであること
から、総合計画及び地域防災計画を補完する特別計画と位置付けます。

また、国及び三重県の各種事業やその他の関係する計画との整合性を図るため、必要
に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置付け図

「第5次玉城町総合計画後期基本計画」

1. ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまち
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるまち
 - (2) 次代の人づくりにつながる教育のまち
 - (3) 多世代が交流し、生きがいと活躍の場があるまち
2. みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまち
 - (1) 自ら健康づくりに取り組めるまち
 - (2) ボランティア活動とサービスとで支える福祉のまち
 - (3) 地域が一体となって生活安全対策に取り組むまち
3. 産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまち
 - (1) 産業の連携により、地域経済を活気づけるまち
 - (2) 魅力ある雇用の場が確保されるまち
4. 環境と共生し、持続的に発展できるまち
 - (1) 自然を守り、景観と文化資源を生かすまち
 - (2) 美しい田園環境と調和するまち
 - (3) 都市基盤を適切に維持・更新するまち
5. 協働のもとで進める効率的なまちづくり
 - (1) 住民自治と協働の推進
 - (2) 住民ニーズに合った効率的な行財政運営

「玉城町地域防災計画」

- 災害予防対策
 - ◇災害予防計画
- 風水害対策計画
 - ◇災害応急対策計画
 - ◇災害・復興計画
- 地震対策計画
 - ◇災害応急対策計画
 - ◇特別対策 東海地震に関する緊急対策
 - ◇特別対策 南海トラフ地震防災推進計画

復旧・復興進捗状況を
報告し、『総合計画』
に反映させる。



復旧・復興進捗状況を
報告し、『地域防災
計画』に反映させる。



玉城町災害復旧・復興プロジェクトチーム

「平成29年台風第21号玉城町災害復旧・復興計画」を策定し、
各種復旧及び復興事業の連携強化・進捗状況の調整を行う

(5) 計画の期間

総合計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までとなっています。

復旧・復興計画も、計画の期間を平成 32 年度までとし、社会情勢等の変化により随時内容を見直ししながら、緊急度等に応じて復旧・復興目標時期を短期対策・中期対策・長期対策に分けて、復旧・復興に向けた取組みを進めます。

○短期対策：平成 30 年度上半期まで（事業完了が概ね 1 年以内）

復旧事業により生活基盤の再生、インフラ整備に最優先で取組む期間

○中期対策：平成 31 年度上半期まで（事業完了が概ね 2 年以内）

災害の復旧を完遂することを目標とし、玉城町が安全で安心なまちとなるよう取組む期間

○長期対策：平成 31 年度以降（事業完了が概ね 2 年を超える）

玉城町が更なる発展を遂げ、新たな魅力と活力にあふれ、災害に強いまちとして復興を遂げる期間

計画	平成 29 年 10 月 23 日	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合計画	後期基本計画			
地域防災計画		見直し	見直し	見直し
復旧・復興計画	短期対策			
	中期対策			
	長期対策			

(6) 計画の範囲

復旧・復興計画の範囲は、玉城町が主体となって推進する施策や事業のほか、国・県などの公的機関や町民・地域団体などが実施する施策や事業も含めています。

また、平成 29 年度の災害直後から最優先して実施してきた早期復旧・復興のための施策や事業も含めています。

(7) 計画の推進体制

復旧・復興計画の推進にあたっては、自助、共助、公助の精神や協働の理念の考え方に基づき、町民・地域団体・行政等がそれぞれの役割分担のもとに適切な合意形成に努めながら、早期の復旧・復興の実現に向け、一体となって取組む態勢を構築します。

また、国の交付金制度や補助制度を活用しながら、復旧・復興施策に必要な財源の確保や制度の創設等について、国・県等に対して要望するとともに、玉城町の復旧復興のために寄せられた寄附金等を有効に活用し、財政の健全性の確保に努めながら、復旧・復興施策の着実な推進を図ります。



▲玉城町災害復旧・復興プロジェクトチーム会議

2 復旧・復興の基本理念と基本目標

(1) 復旧・復興の理念

玉城町は、川や緑に囲まれた自然豊かな町です。

しかし、平成 29 年 10 月 21 日から 23 日にかけて来襲した台風第 21 号においては、その自然が猛威をふるい、私たちの生活と経済活動に甚大な被害をもたらしました。

自然災害の猛威を、身をもって体験し、自然災害は私たちが人知を尽くしても防ぎ切ることが困難なことを今回の台風第 21 号災害で改めて思い知らされました。

一方で、被災直後から、地域の人たちやボランティア支援により、互いに助け合い・支え合って復旧・復興に取り組んできました。

今回の災害を契機として、改めて家族・地域・ボランティアの人たちの絆が大きな財産であることを再認識しました。

今回の災害では、町全域に甚大な被害が発生しましたが、万が一、再びこのような大水害に見舞われても、被害を最小限に食い止めることができるような災害に強い環境整備を進め、現世代だけでなく将来世代も安心して暮らせる町をつくりあげていくことが必要です。

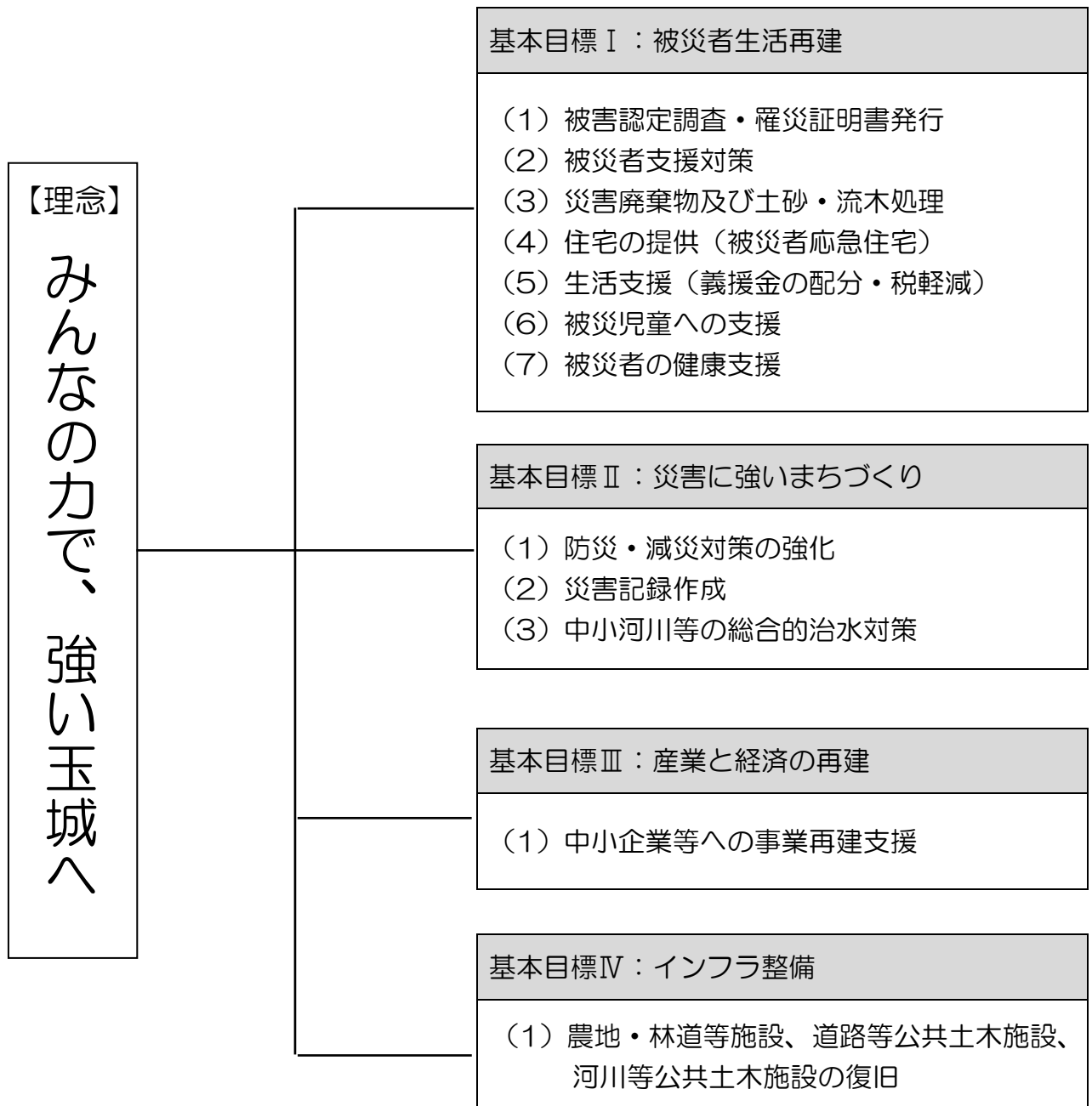
町民が一丸となって、災害からの復旧・復興を成し遂げ、総合計画に掲げる「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を目指すため、

みんなの力で、強い玉城へ

を復旧・復興の理念に掲げ、その実現に向けて計画を策定します。

(2) 基本目標の概要

復旧・復興計画を策定するにあたり、復旧・復興の理念を踏まえ、4つの基本目標を定め、12項目の事業に取り組んでいきます。



基本目標Ⅰ：被災者生活再建

台風第21号における記録的な豪雨等により、住宅の浸水をはじめとする甚大な被害が発生し、町民の生活が大きな打撃を受けました。

また、日常生活の再建に対しては経済的な負担が大きくなっています。

このことから、住宅の再建や生活支援、医療や福祉、被災者ケア等を積極的に支援し、一人ひとりの町民がこれからの生活に見通しを立てることができ、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本目標Ⅱ：災害に強いまちづくり

台風第21号による災害では、河川の氾濫等による浸水被害に加えて、町内の主要道路の被災により通行止めが発生しました。

しかしながら、消防団や自主防災組織等による避難・救援活動は、地域の絆を深め、お互いに助け合う社会の構築が重要であること等、多くの教訓も得ることができました。

この経験を生かし、「自助（自分の身は自分で守る）、共助（自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る）、公助（公共機関からの救助・支援）」を推進するため、地域との連携や防災体制の強化を行い、災害に強いまちづくりを目指します。

基本目標Ⅲ：産業と経済の再建

台風第21号による災害では、町内全域において産業・経済が打撃を受けました。

地域資源を生かした活力ある産業・経済は、今後も玉城町が持続的に発展していくために重要であることから、産業と経済の再生・復旧に向けた取組みを進めます。

基本目標Ⅳ：インフラ整備

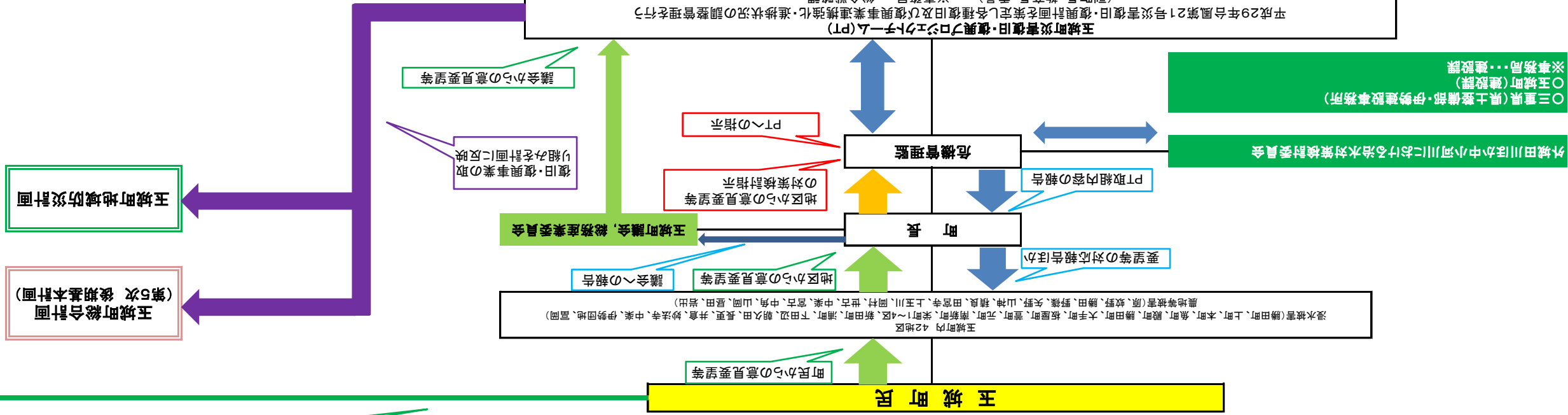
台風第21号による災害では、道路・河川等の重要なライフラインが被害を受けました。

これらは、町民の生活基盤であるとともに、「被災者生活再建」「災害に強いまちづくり」「産業と経済の再建」の基本目標を実現するために必要な社会基盤であるため、早期復旧の取組みを進めていきます。

体制図

玉城町 平成29年 台風第21号 災害復旧・復興推進体制

町民個別の意見要望等



玉城町災害復旧・復興プロジェクトチーム(PT)
平成29年台風第21号災害復旧・復興計画を策定し各種復旧及び復興事業連携強化・進捗状況の調整管理を行う
(副町長・教育長・委員) ※事務局…総合戦略課

意見要望及び課題等の対策検討指示

PTへの報告

基本目標Ⅳ

インフラ整備

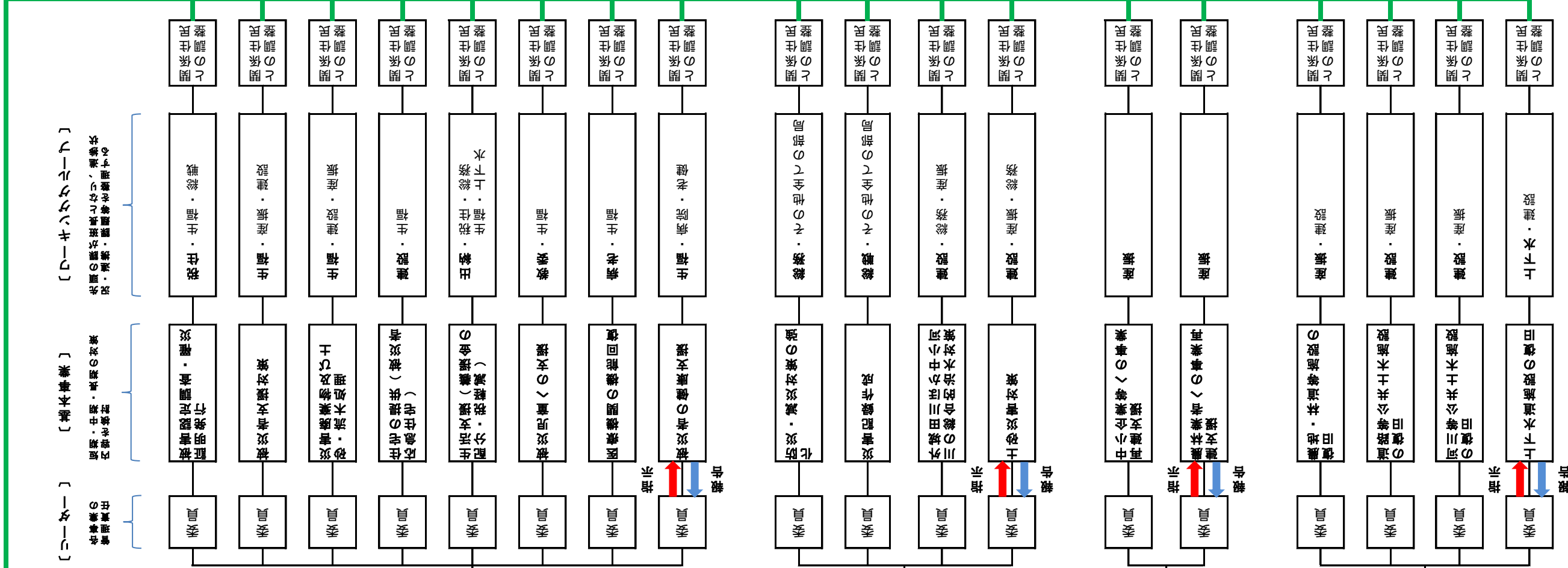
産業と経済の再建

災害に強いまちづくり

基本目標Ⅱ

被災者生活再建

基本目標Ⅰ



【インフラづくり】

【産業・経済】

【防災】

2018.5.25現在

3 基本目標別の復旧・復興計画								
I 被災者生活再建								
(1) 被害認定調査・罹災証明書発行								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
1	被害認定調査	税務住民課 生活福祉課 総合戦略課	【被災・復旧・復興の状況】 ■0次調査（平成29年11月3日～5日） ・家屋被害調査員11人選出 ・全職員（27班体制）を3日に分けて、家屋被害事前調査を実施 ・調査件数：771棟 ■被害認定調査説明会 ・平成29年10月27日、玉城町役場で「住家の被害認定にかかる説明会」を開催 【1次調査】（平成29年11月8日～18日） ・3人1組体制で班編成 ・床上浸水：278棟（うち大規模半壊：3棟、半壊：88棟、半壊に至らない：187棟） ・床下浸水：250棟 ・平成29年12月27日現在（確定数値） ・11月28日～12月13日、家屋調査に関する相談窓口を設置（3棟再調査実施） ・判定の変更なし 【計画の内容・取組み目標】 ・災害後、迅速に被害家屋の把握や家屋の消毒等の支援作業につなげるため、直ちに玉城町全体地図を作成し、調査を行い、全体を把握・管理する。 ・早急に支援制度を周知するため、被災者生活再建支援の管理部門を設置する。 ・調査の準備と平行して、早急な支援策を決定する。 ・調査員の研修を行なう。	実施完了				
2	罹災証明書の発行	税務住民課 生活福祉課 総合戦略課	【被災・復旧・復興の状況】 ・家屋被害認定調査結果に基づき、床上浸水した世帯（住家）に罹災証明書を発行 ・申請によることなく対象者全戸に簡易書留郵便で郵送（11月27日） ・家屋調査に関する相談窓口を設置（23件の相談、うち3棟再調査） 【計画の内容・取組み目標】 ・災害後、迅速に被害の把握、調査を行い平行して証明書の発行の準備をする。	実施完了				

(2) 被災者支援対策								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
3	災害見舞金	生活福祉課 産業振興課 建設課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・見舞金支給要綱の制定（平成29年11月15日） ・対象者の把握（310世帯、死亡者1名） ・総合窓口での申請受付（平成29年12月1日～15日、176世帯） ・生活福祉課窓口での受付（平成29年12月16日～平成30年3月6日、134世帯） ・見舞金の支払い（平成29年12月27日～平成30年3月30日 310世帯へ） ・見舞金（死亡者へ平成30年度：1件支払済） ・弔慰金（平成29年度：1件支払済） <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・災害発生時、見舞金支給の対象について検討する。 ・他の被災者向け支援と並行するのか、先行させるのか、落ち着いてからにするのか判断する。 ・他の支援制度との調整や確認作業を行う。	実施	完了			
4	被災者生活再建支援金（国）	生活福祉課 産業振興課 建設課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・大規模半壊等の被災住宅があり、対象者（5世帯）の申請が進んでいる。 ・住居の状態、今後の状況等からすぐには申請の判断ができない状況の世帯もあり、申請期限の延長について検討が必要である。 ■1次調査（平成29年11月8日～平成29年11月18日） ・大規模半壊及び半壊の確定 ■総合窓口（平成29年12月1日～平成29年12月15日までの15日間） ・相談員を関係各課より選出 延べ164人 ・被災者生活再建支援金支給対象者（判定が大規模半壊（3世帯）又は半壊（3世帯）で家屋の取り壊しを検討している世帯）の割り出しを行った。 ■支給申請書の受理及び進達 ・基礎支援金 6件 5世帯、加算支援金 1件 1世帯 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災者生活再建支援法に基づき、基礎支援金及び加算支援金の手続きを行う。 ・申請に係る書類、家屋の解体等の確認等の支援を行う。	実施	完了			

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
5	住宅の応急修理	生活福祉課 産業振興課 建設課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・総合窓口にて受付（平成 29 年 12 月 1 日～15 日） 22 件受付 ・建設課窓口にて受付（平成 29 年 12 月 16 日～3 月 30 日） 39 件受付 ・上記 61 件支払い完了。 ・様式及びマニュアルが無く、作成に時間を要した。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・様式の整理とわかりやすいマニュアルを作成する。	実施完了				
6	浸水家屋等の消毒	生活福祉課 産業振興課 建設課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・消毒希望住宅への薬剤配布終了。 ・災害発生時における薬剤の調達、マニュアル等の準備が必要である。 ・罹災 2～3 日後から消毒に関する問い合わせが多数あった。 ・噴霧器 10 台準備。その後買い足しを行い 50 台配備。そのうち 20 台ほど未使用。 ・個人への噴霧器貸出 述べ約 250 件、区やグループへ噴霧器貸出 20 件、大型動力噴霧器 1 台購入 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・消毒が必要なケースの検討、消毒剤の調達方法、必要な機材の確保に関する検討を行い、あらかじめ準備をし、マニュアル等の作成をする。	実施完了				

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
7	災害ボランティアセンター	生活福祉課 産業振興課 建設課	【被災・復旧・復興の状況】 - 被災者のみでは、被災住宅等の片づけは困難であり、ボランティアの支援が必要であることから、町社会福祉協議会へボランティアセンターの開設を依頼。 ■10月23日 - 勝田町～殿町周辺の被害状況を歩いて確認。（職員2名） - 地域包括支援センターから一人暮らし高齢者宅の畳上げの依頼。 ⇒災害ボランティア経験者を中心に対応。（ボランティア4名＋職員1名） ■10月24日 - 地域包括支援センターより、引き続き一人暮らし高齢者宅を中心に、畳上げ等の依頼。⇒民生委員、児童委員や人材センター登録会員を中心に対応。 ■10月24日～26日 - 災害ボランティア依頼の案内と日赤緊急支援物資受け取りの案内を被災地区に周知。（職員体制3名／日、歩いて声をかける。） ■10月25日～27日 - 災害ボランティア活動者の募集、稼働（近隣社協の支援を受け始める。） - 明和町社協の支援を受ける。（センター運営～30日の内4日間） - 町の災害救助法の適用を受け、玉城町災害ボランティアセンター設置 ⇒共同募金災害等準備金の活動拠点事務所支援資金申請を行う。 ■11月3日～12月13日 - 外部支援団体（関東風組）から1名常駐で運営支援 - 床下診断を開始 ■11月9日～12月4日 - 外部支援団体（ピースポート災害ボランティアセンター）から1名常駐支援。 ■11月30日 - 玉城町災害ボランティアセンター閉鎖（35日間） ⇒依頼264件（一般150件・床下114件） 災害ボランティア数 延べ658名 【計画の内容・取組目標】 - ボランティアセンターの立ち上げによりボランティアを必要とする被災者への配置等を実施する。 - ボランティアに作業してもらえ、ボランティアセンターではない応援部隊との適切な役割分担を行う。	実施完了				

(3) 災害廃棄物および土砂・流木処理								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
8	災害廃棄物 (家具、家財類等)	生活福祉課 建設課 産業振興課	<u>(被災・復旧・復興の状況)</u> 災害廃棄物の撤去・処理 ①災害廃棄物(家具、家財類等)自宅回収(10/23~12月末)完了 460軒 現在も伊勢広域への直接搬入有 ②家屋解体5軒(H30年1月末~H30年6月末現在4軒実施済) 未着手1軒 解体廃棄物仮置場・・・はなのその横町有地 ③仮置場設置及び処理 ・香雪園…自治区により設置された(10/23~11/7) ・お城広場…私有地に廃棄された廃棄物撤去とし開設(10/25~11/7) ・浄化センター…発災直後の仮置場及び土日の対応策として開設(10/24~6末) ・個人所有空き地(10/23~10/31) ・旧玉城デパート前(10/23~10/31) ④土砂処理…①に含む ⑤流木処理…①に含む 【発災からの経過】 ■発災から一週間 ・廃棄物回収に伴う仮置場準備及び開設 ・被災地区現状を把握 ・自宅回収開始(各課・建協等の応援有)地図上にて災害地域を5分割し収集 ・仮置場から伊勢広域への搬入 ・仮置場(浄化センター)の土日開設に向けて廃棄物の排出 ・私有地の廃棄物撤去(お城広場へ) ・2tダンプ2台・低床トラック2台・重機2台のレンタル ・浄化センター開設【土日のみ】(各課・建協・明和町・度会町・玉城町消防団応援有)自宅回収に加え個人持込 ・仮置場(香雪園・お城広場)の廃棄物分別及び排出	実施	完了			
9	災害廃棄物 (家屋解体)	生活福祉課 建設課 産業振興課		実施	完了			
10	仮置場(浄化センター、香雪園、お城広場)	生活福祉課 建設課 産業振興課		実施 完了				
11	土砂処理	生活福祉課 建設課 産業振興課		実施 完了				
12	流木処理	生活福祉課 建設課 産業振興課		実施 完了				

			■発災から 7 日以降 ・自宅回収と平行し、仮置場災害ごみを伊勢広域へ搬入（各課・建協等の応援有） ・浄化センター開設【土日祝のみ】（各課・建協・明和町・度会町・玉城町消防団応援有）個人持込のみ ・家電 4 品目の分別 ・廃タイヤ処理業者への搬入 『市町の応援状況』 ・10/30～11/7 大紀町 ・10/31～11/7 南伊勢町 ・10/31～11/6 志摩市・鳥羽市 ■発災から 14 日以降 ・仮置場の閉鎖 ・11/8 から生活福祉課のみでの対応 ・土日の災害廃棄物受入の閉鎖（11/5） ・広域への搬入困難者のみ受付し、順次回収（当初から現在に至る） ・災害廃棄物（消火器）処理委託締結（11/7～3/31） ■発災から 1 ヶ月以降 ・広域への搬入困難者のみ受付し、順次回収 現在に至る ・災害等廃棄物処理事業報告書作成及び申請（11 月末～1 月初旬） ・災害廃棄物処理委託契約締結（1/6） ・伊賀市と災害廃棄物搬入に関する事前協議 ・災害査定（1/25）事業費見込額 22,428,055 円（補助額 11,214,000 円） ・災害等廃棄物処理事業による解体家屋受入準備 ・処理困難災害一般廃棄物処理委託業者の選定（広域受入不可のもの） ・災害廃棄物搬入の協定書締結 ・家屋解体廃棄物処理 広域処理可能物の搬入（1 月末～現在） 【計画の内容・取組み目標】 ・災害廃棄物仮置場の開設及び周知方法を決定する ・災害廃棄物処理計画の共有を図る ・廃棄物担当職員（仮置場管理者）の育成を行う					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

(4) 住宅の提供（被災者応急住宅）								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
13	被災者応急住宅	建設課 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・4件の希望があったが、町営住宅の空きがなかったため、みなし応急仮設住宅で対応した。平成29年度に1件は完了し3件については平成30年度に継続中である。1件については、取壊しは完了しているが長期化が予想される。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・みなし応急仮設住宅の賃借期間が2年間であるため、継続して事務処理を行う。 ・一連の事務処理のマニュアル化をする。	実施	完了			

(5) 生活支援（義援金の配分・税軽減・生活必需品の給付）								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
14	義援金の配分	出納室 税務住民課 総務課	【被災・復旧・復興の状況】 ・「玉城町災害義援金」及び、「玉城町災害寄付金」名義で次の金融機関で受付を開始。 【金融機関（受付期間）】 ・伊勢農業協同組合（平成 29 年 10 月 31 日～平成 30 年 3 月 30 日） ・ゆうちょ銀行（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 30 日） ・百五銀行（平成 29 年 11 月 7 日～平成 30 年 3 月 30 日） ・委員会の開催 ⇒配分委員会の設置（要綱の作成、委員の選任） ⇒第 1 回：平成 30 年 4 月 18 日、第 2 回：平成 30 年 5 月 21 日 ・義援金分配対象者への通知、送金 ・該当者通知 平成 30 年 4 月（平成 30 年 5 月 11 日まで振込口座変更届の受付） ・第 1 次配分 平成 30 年 5 月 30 日口座振込 ・義援金配分状況の広報⇒広報たまき 7 月号に掲載 【計画の内容・取組み目標】 ・義援金及び寄附金口座開設、受付、受領証を発行。 ・玉城町に寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分する。 ・被災者の生活再建に係る負担を軽減するため、台風被害関連の諸手続きに係る証明手数料、固定資産税、介護保険料・介護サービス料・保育料・後期高齢者医療関係、水道料金の減免等を実施。また、町に寄せられた義援金を被災者等に分配し、被災者の生活再建を促す。 ・町で受付した義援金及び三重県が受付し町へ分配される義援金と合わせて被災者に支給する。 ・支給にあたっては、玉城町災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分を公平かつ効率的に行う。	実施	完了			

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
15	証明手数料の 減免	出納室 税務住民課 総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・印鑑証明発行カードの紛失（流出）などの届けが数件（10 件未満）、また、個人番号カード紛失も 20 件あり無料で再発行した。 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災者が災害関係、生活再建の手続きのために証明書を必要とする場合の手数料を無料とする。 ・被災者の生活再建に係る負担を軽減するため、台風被害関連の諸手続きに係る証明手数料、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料・介護サービス料・保育料・後期高齢者医療関係の減免などを実施する。	実施 完了				
16	固定資産税の 減免	出納室 税務住民課 総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・平成 29 年度 4 期分の固定資産税の減免を行なった。また、平成 30 年度分においては、全期分の減額を行なった。 ⇒平成 29 年度 231 件 995,400 円（一般家屋・商店など含む） ⇒平成 30 年度 231 件 3,751,600 円（一般家屋・商店など含む） ※重複者除く <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災者等の生活再建を行うため、被災者に対する税の負担を軽減する。 ・固定資産税の減免 税負担の軽減として、土地家屋における固定資産税の減免を行う。	実施	完了			
17	国民健康保険 料の減免	出納室 税務住民課 総務課 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・保険料の減免 国民健康保険料：38 世帯 減免額 751,300 円 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災した国民健康保険加入世帯の生活再建にかかる負担を軽減する。 ・医療保険料の軽減として、国民健康保険料の減免を行う。	実施 完了				

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
18	介護保険料等の減免	出納室 税務住民課 総務課 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・保険料の減免 介護保険料：98 人 減免額：1,205,250 円 ・介護保険サービス利用者負担金の減免：11 月～1 月利用分 15 人 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災した介護保険加入世帯の生活再建にかかる負担を軽減する。 ・介護保険料の軽減として、半壊以上の判定を受けた住居に住む世帯に属する 1 号保険者（満 65 歳以上）の方に対して、介護保険料の減免を行う。 ・介護保険サービス利用者負担の軽減として半壊以上の判定を受けた住居に住む世帯に属する介護保険サービス利用者の介護保険サービス利用者負担金の減免を行う。	実施完了				
19	保育料の減免	出納室 税務住民課 総務課 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・保育料の減免 4 世帯（11 月、12 月分を還付、1 月～3 月減免金額での徴収） 減免額：145,250 円 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災した保育所入所児童が属する世帯の生活再建にかかる負担を軽減する。 ・保育料の負担軽減として、半壊以上の判定を受けた入所児童が属する世帯に保育料の減免を行う。	実施完了				
20	後期高齢者医療保険料に係る減免	出納室 税務住民課 総務課 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・保険料の減免 後期高齢者医療費：56 人 <u>【計画の内容・取組目標】</u> ・被災した高齢者等の生活再建に係る負担を軽減する。 ・医療保険料の軽減として、後期高齢者医療保険料の減免を行う。	実施完了				

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
21	水道料金、下水道使用料の減免	出納室 税務住民課 総務課 上下水道課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・水道料金等の軽減として水道使用料等の減免を行った。 水道料金等減免件数 197 件 ⇒水道料金減免額 : 195,880 円 ⇒下水道料金減免額 : 136,480 円 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・被災者の生活再建に係る負担を軽減するため、水道料金、下水道使用料の減免を行う。	実施 完了				
22	生活必需品の給付	産業振興課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・住宅が「半壊に至らない」床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し、申し出により日用品を提供。 ・申出、配布件数 237 世帯 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・配布時期・期間の調整 ・法による被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は災害発生の日から 10 日以内に完了するよう務めることとなっている。	実施 完了				

(6) 被災児童への支援								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
23	被災児童への支援	教育委員会 生活福祉課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・被災児童 5 名、被災生徒 6 名（うち 1 名町外）への学用品の支給について、平成 29 年 11 月 29 日に完了。 ・災害発生から給与まで 1 ヶ月以上要していることから、今後、迅速な対応が求められるのが最大の課題である。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・被災した児童生徒への学用品の給与（現物支給）。取組み目標は被災から 1 ヶ月以内を目途に給与する。	実施完了				

(7) 被災者の健康支援								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
24	こころのケア・からだのケア	生活福祉課 病院老健事務局	【被災・復旧・復興の状況】 - 健康調査実施して、要フォロー者 5 名の支援（1 名は介護保険サービスを受け入所に至った。1 名は専門病院の受診につなげ要支援者として支援を継続している。3 名は包括支援室のケースとして継続支援している。） - 被災地域の独居高齢者や老々世帯、要支援者世帯の状況把握のため訪問を 2 人組で実施。 - 避難所の開設（平成 29 年 10 月 23 日から平成 30 年 1 月 8 日） - 避難所を開設し、朝夕に健康状態の確認、血圧計の設置。避難所の宿泊長期利用者は 3 世帯 6 人。 - 炊き出し：平成 29 年 10 月 25 日から 28 日、30 日 31 日の 6 日間 4 か所（殿町、JA伊勢玉城支店前、勝田町、保健福祉会館）での炊き出し実施 - 健康被害調査 11 月 9 日～13 日のうち 3 日間 - 県保健師と町保健師のペアで 2 班が訪問して調査を行った。 【結果】訪問地区 12 地区（南新町、殿町、大手町、勝田町、元町、魚町、萱町、栄町 2 区、下田辺、板屋町、本町、上町）、訪問件数 220 件（うち不在 73 件 不在率 33. 2%） 要フォロー者数 5 名 【計画の内容・取組み目標】 - 災害による健康被害要フォロー者を的確なサービスにつなぎ、支援が途切れないように経過確認する。	実施	完了			

Ⅱ 災害に強いまちづくり								
(1) 防災・減災対策の強化								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
25	防災力を高める計画・体制づくり	総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・現状と現計画との不整合が課題である。 ・平成 30 年 1 月 防災会議開催～検証開始 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・平成 30 年度～H31 年度において台風被害及び現地域防計画、タイムライン及び BCP の不具合等を解消し、現状に則した内容とするため地域防災計画をはじめとする諸計画の改定を行う。		実施	→	→	
26	避難所・防災備蓄品等の整備	総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・災害シーン別の避難所開設ルールの未策定。 ・毛布、食糧等防災備蓄資機材の集中備蓄による不具合があった。 ・保健福祉会館は避難所選択における第 1 選択肢であるが、会館敷地周りの冠水により避難できなかった。 ・町内各小中学校に災害時に利用できる「TAMAKI Free Wi-Fi」（平成 30 年 2 月 1 日から利用開始）を整備した。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・災害シーン別の避難所開設ルールを策定。 ・防災備蓄資機材の分散備蓄を行う。 ・各避難所における避難所マニュアルの策定及び HUG（避難所運営ゲーム）や D I G（地図を使って防災対策を検討する訓練）等を実施した。		実施	→	→	

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
27	住民への情報発信の強化（防災行政無線等）	総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・雨音等で無線が聞こえなかった等の苦情が多く寄せられた。 ・県、他市町では導入済のプッシュ通信の活用を想定していなかったため、情報伝播に遅れが生じた。 ・防災無線個別受信機が浸水により損壊したことから、被災した地域には、広報車による巡回放送を実施した。また、ゴミの出し方、炊き出しの案内等被災地域限定の広報についても広報車にて巡回した。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・情報伝達手段の多様化の構築。 ・プッシュ通信等活用した情報伝達の実施。 ・行政情報を待つことの無い情報収集手段の構築（遠隔監視カメラ、量水標示、電波式水位計）。	実施	→	→	→	
28	住民への情報伝達（防災マップ・洪水ハザードマップの整備）	総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・農業用排水路を含む町内中小河川の監視体制の脆弱性が見られた。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・外城田川流域治水整備計画と防災計画等と連携を図る。 ・迅速な避難を行えるよう、河川監視カメラ、量水標示及び水位計の設置を行い、監視体制を強化する。		実施	完了		

No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
29	自主防災組織の支援・強化	総務課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・各自治区への出前講座出向・実施し自主防災組織の必要性について啓発。（平成 30 年 4 月 1 日から 8 月 31 日現在：12 件） ・町内での自主防災組織の結成率は低い状態にある。（平成 30 年 8 月 31 日現在：7 団体） <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・出前講座等を継続的に実施することにより、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の構築を促す。 ・防災技術指導員を H30 年 4 月から配置し、自治区での講習等の内容を充実することで自主防災組織の結成率の向上を目指す。	実施	→	→	→	
30	啓発等による防災意識の向上	総務課 建設課 産業振興課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・防災マップを全戸配布し、町内の災害・防災に関する情報を周知。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・引き続き、災害・防災に関する情報の周知を徹底するとともに、情報発信の手段の拡充を行うことで、自助・共助をはじめ、町内全体の防災意識の向上を図る。	実施	→	→	→	

(2) 災害記録作成								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
31	災害記録作成	総合戦略課	【被災・復旧・復興の状況】 - 平成 30 年 5 月 25 日発行(4,950 部)の「広報たまき 6 月号」特集へ掲載し、周知及び写真募集 【提供写真の管理】(5 月 25 日～9 月 28 日) 【災害記録の作成】(10 月 1 日～平成 31 年 2 月 22 日) - 写真提供者数及び枚数 ⇒提供者：8 名（うち 3 名ホームページ） ⇒写真枚数：641 枚 【計画の内容・取組み目標】 - 台風第 21 号の記憶を風化させることなく、今後の防災・減災に役立てるとともに、災害の経験や教訓を未来に生かすために継承の取組みを実施する。 - 写真募集後、一元的にまとめ、どのような形で災害記録を作成し、残していくのか検討する。 【災害記録の作成】 - 復旧・復興計画の資料編として作成する。	実施	完了			

(3) 中小河川等の総合的治水対策								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
32	外城田川流域 治水整備計画 の策定	建設課 総務課 産業振興課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・田丸地区を中心に町内全域に水害が発生した。このことより計画的な治水対策を立案するとともに段階的な河川整備計画を検討し、効果的な河川整備を行う必要がある。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・諮問機関として、検討委員会（外部有識者）を発足し、現状課題の把握から治水整備計画の策定まで意見聴取する。 ・計画期間2ヵ年 ■初年次（H30 年度） ・被害状況の把握 ・外城田川諸元の把握（河川の排水性能等） ・現地調査 ・流域特性の把握 ・排水機能の評価（河川の排水性能等） ・浸水原因の推定 ・浸水対策の検討 ■2年次（H31 年度） 初年次の検討結果を基に ・浸水推定区域の作成 ・ハザードマップの作成 ・流域治水整備計画の報告書まとめ		実施	完了		

Ⅲ 産業と経済の再建								
(1) 中小企業等への事業再建支援								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況、復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
33	災害見舞金に対する補助 (商工会への補助)	産業振興課	<u>【被災・復旧・復興の状況】</u> ・町内の被災した事業所(商工会会員)に商工会を通じて平成30年度に見舞金を支給。 ・1事業所50,000円 ・56事業所に支給。 <u>【計画の内容・取組み目標】</u> ・企業、商工会員以外への対応が課題である。 ・商工会等による災害基金等の設置を検討する。	実施完了				

Ⅳ インフラ整備								
(1) 農地・林道等施設、道路等公共土木施設、河川等公共土木施設の復旧								
No	取組項目	担当課	被災・復旧・復興の状況および課題等および復旧・復興計画の内容・取組目標 ※本項目においては課題および内容・取り組み目標をまとめて記載	実施時期・目標年度				備考
				29	30	31	32	
34	農地・林道等施設、道路等公共土木施設、河川等公共土木施設の復旧	建設課 産業振興課	【被災・復旧・復興の状況】 【発災からの経過】 ■発災から1週間 ・所管施設のパトロール（建設、産振合同）、現場箇所の把握 ・1/10000 管内図へ記入（公共施設、農地、農業施設、林道等の把握） ・状況が甚大なため査定設計書作成等を外部（公財 三重県建設技術センター等）に委託。 ・農地・農業施設・・・三重県土地改良連合会（発災後、1週間後） ・公共土木施設災害・・・三重県建設技術センター（発災後の翌日） ・林道災害については、設計を三重県に応援依頼。現地測量については、アジア測量（松阪市）に委託。 ・被害報告のとりまとめ・・・随時自治区又は耕作者より連絡が入る。 ■発災から7日以降 ・災害報告 最終報（三重県）・・・発災から1週間程度 ・災害箇所及び被害金額の報告（建設4件、農地及び施設17件、林道2件） ・各委託先と現場説明等、作業内容打合せ ■発災から14日以降 ・11/8～11/10 県土連農林災害箇所現地確認、測量の実施 ・現地写真等、査定資料の作成、査定設計書の作成（現地調査から設計積算まで） ■発災から1か月以降 ・自治区に災害箇所の確認および復旧優先順位の確認のため文書送付 ・単独災害箇所の起債報告（建設80か所、産振200か所以上、箇所数多く未対応） ・農林災害査定 12/11～12/22、林道災害査定 12/25～12/27	実施	完了			

			■発災から2か月以降 ・公共土木災害査定 1/9～1/12、増高申請 1/9～1/11 ・1/16 新区長へ 12/11 に報告のあった各自治区の災害箇所のまとめと復旧の考え方を送付（機械借り上げ料及び原材料費の費用を役場で負担） ・単独災害取りまとめ 1月中旬頃 ・復旧事業費確定 1月末 3月補正予算計上、2月～3月 入札会の実施 【計画の内容・取組み目標】 ・公共土木施設災害については、単独事業も含め、平成30年度中に完了予定。 ・農地、農業施設は平成30年度中に完了予定。 ・林道等の単独災害については、平成30年度中に完了予定。 ・初動体制の見直し（災害申請に係る事業課） ・災害規模に応じ、体制を臨機に应变できるよう訓練する。 ・災害申請に係る事業課について担当職員の育成が必要である。 ・資機材の調達等、民間協定の充実を図り、最小限必要な資機材の備蓄を行う。 ※特に今回対応に苦慮したもの ①通行規制等の実施 バリケード、自発光の点滅器、バー、看板（発災後、資材入手困難であった） ②安全対策の実施 警備員の調達（迂回処置、通行止等の対応） ・測量設計について、必要があるとき対応できるよう管内のコンサルタント業者等との協定の締結を検討する（受け手がおらず苦慮した。）					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 資料編

(1) 災害記録（全体）

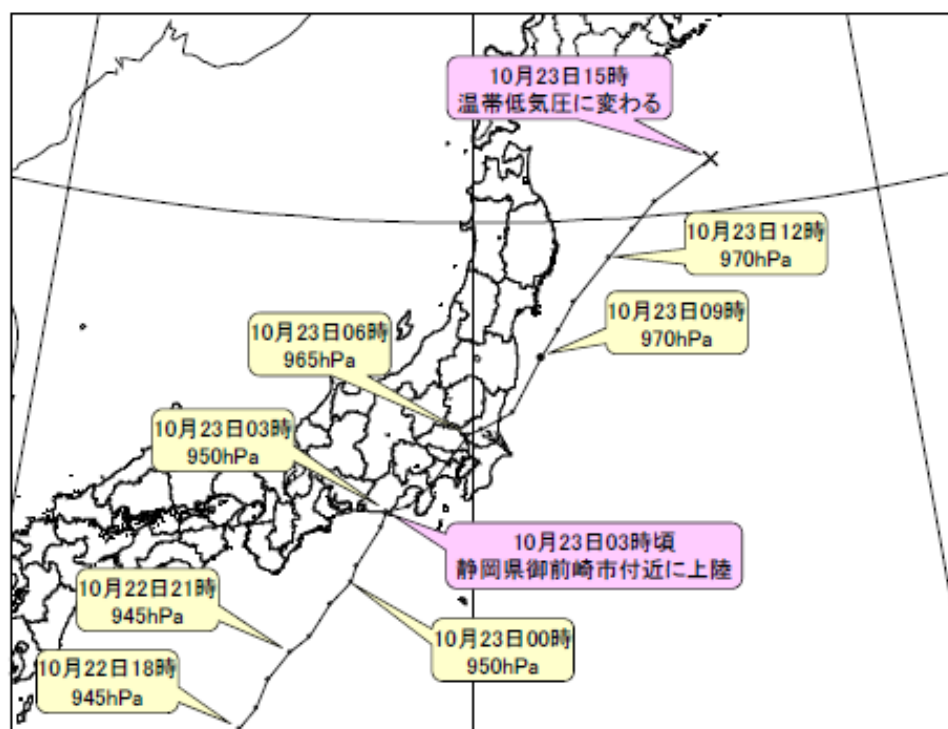
平成 29 年台風第 21 号の概況

10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上した。台風は、22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進み、23 日 09 時には福島県沖に抜け、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

三重県では 21 日から台風第 21 号や前線の影響により雨が降り、23 日にかけて大雨となった。降り始めの 21 日 00 時から 23 日 12 時までの総雨量（アメダス速報値）の多い所は、尾鷲 796.0 ミリ、御浜 650.0 ミリ、大台町宮川 577.0 ミリ、熊野新鹿 552.5 ミリの雨を観測した。台風が三重県に最も接近した 23 日未明には暴風となり、津の期間最大風速は 23 日 02 時 21 分に 18.5 メートル（北西の風）、期間最大瞬間風速は 23 日 02 時 16 分に 35.4 メートル（北西の風）を観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23 日には外海で 8 メートルを超える大しけとなった。

出典：「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」平成 29 年 10 月 24 日津地方気象台

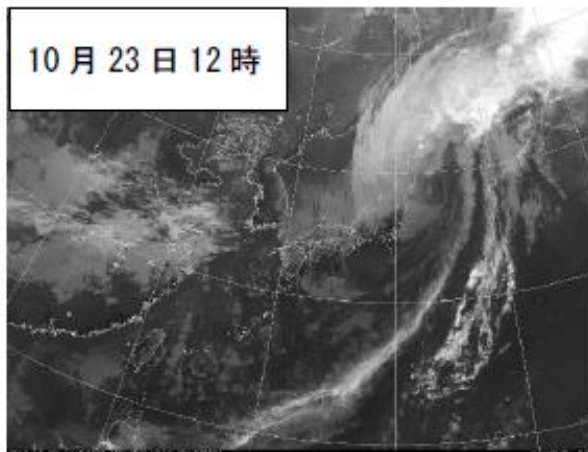
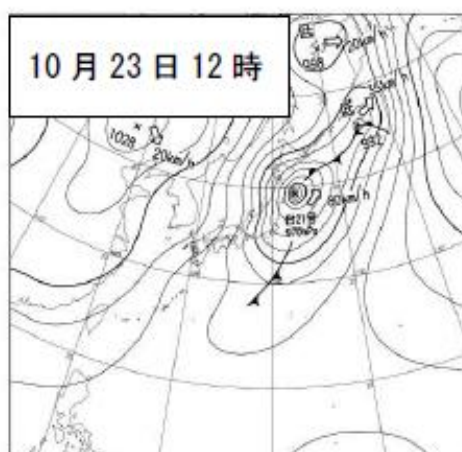
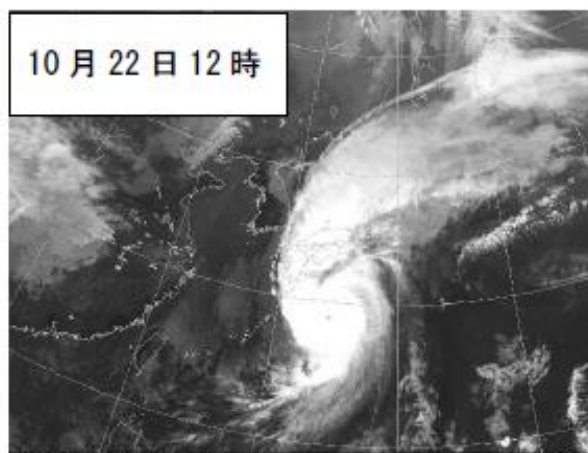
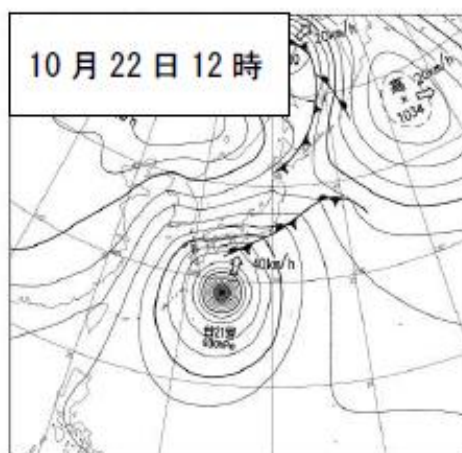
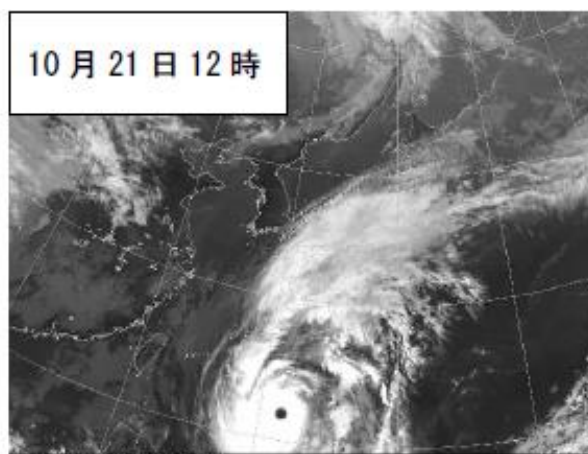
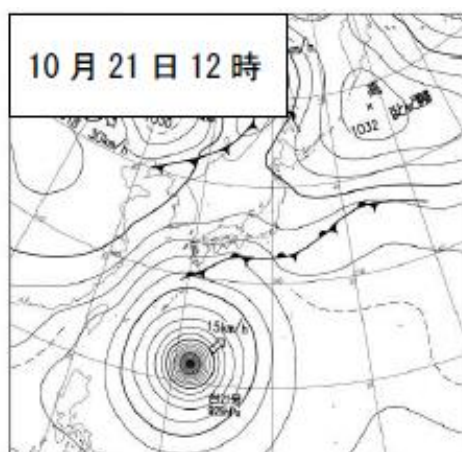
(2) 台風経路図



台風第21号 経路図（日時、中心気圧（hPa））速報解析

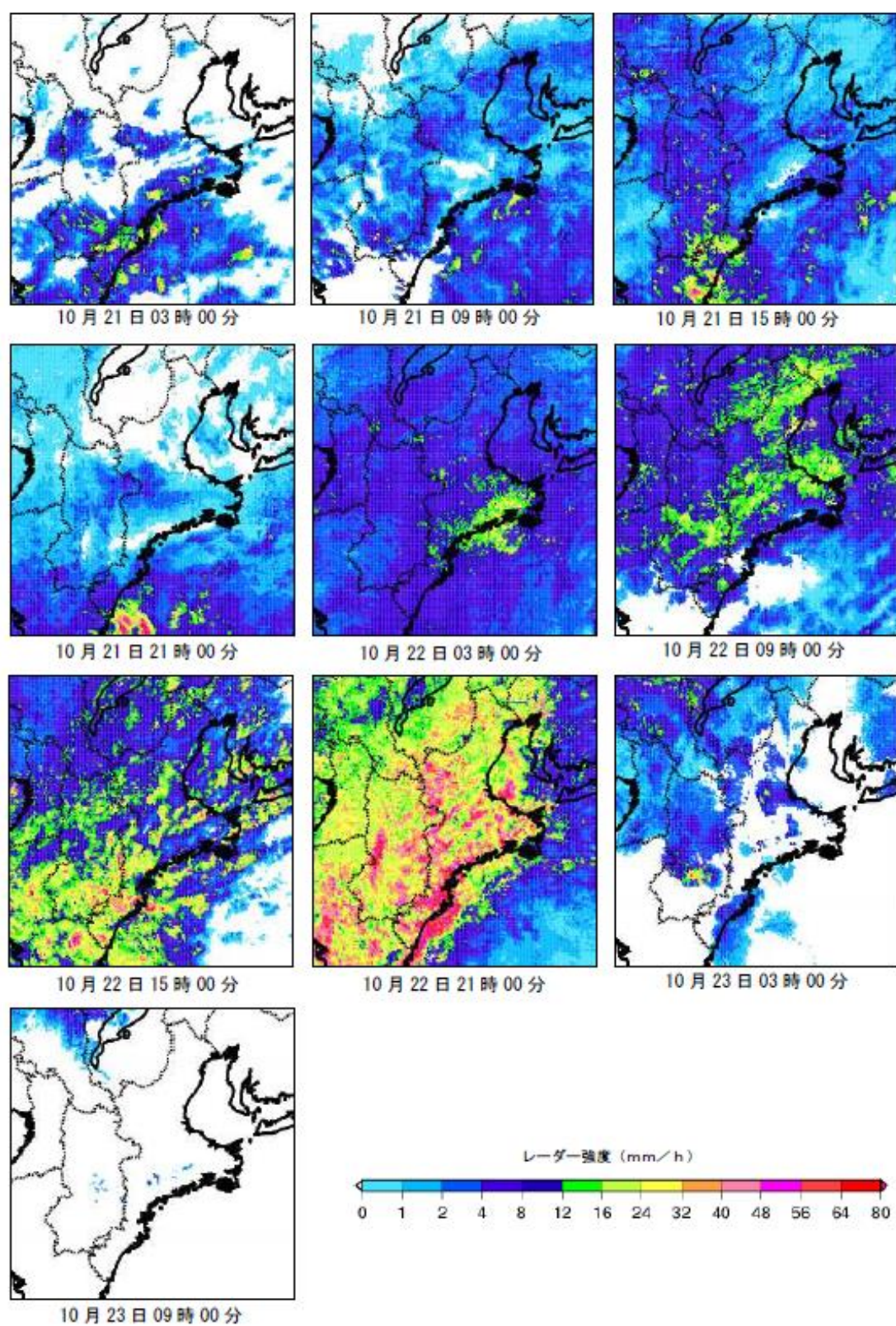
出典：「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」平成 29 年 10 月 24 日津地方気象台

(3) 地上天気図および気象衛星赤外画像（10月21日12時～23日12時）



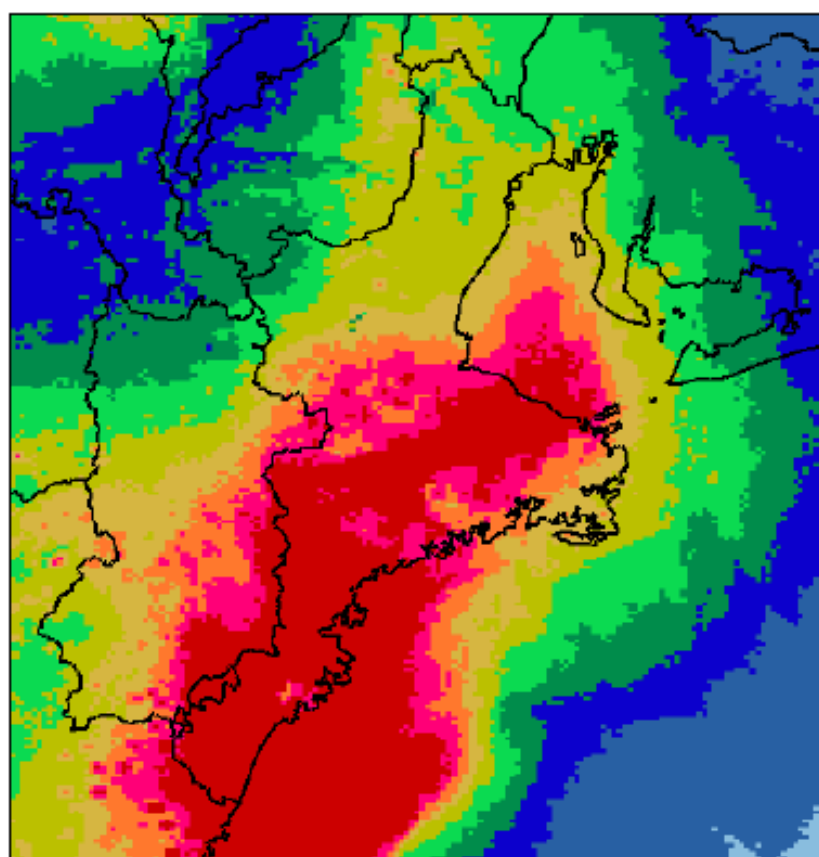
出典：「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」平成 29 年 10 月 24 日津地方気象台

(4) レーダー実況図（10月21日03時～23日09時）

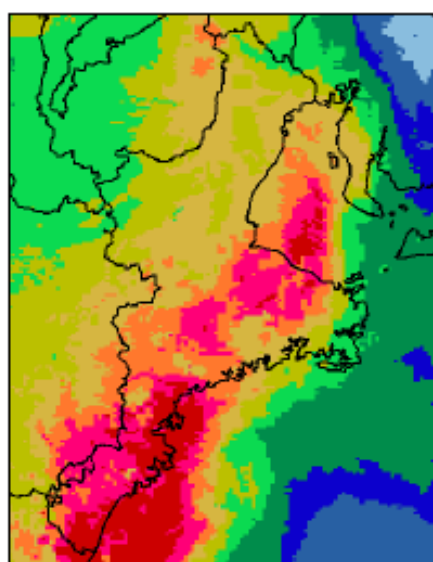


出典：「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」平成 29 年 10 月 24 日津地方気象台

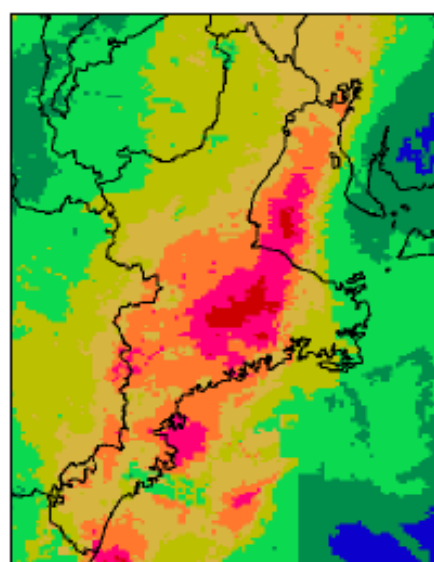
(5) 解析雨量



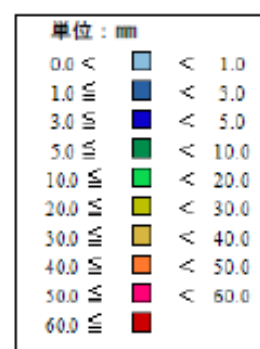
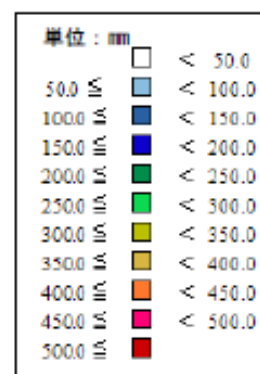
積算降水量 (10 月 21 日 00 時～10 月 23 日 12 時)



10 月 22 日 20 時 30 分解析雨量



10 月 22 日 23 時解析雨量

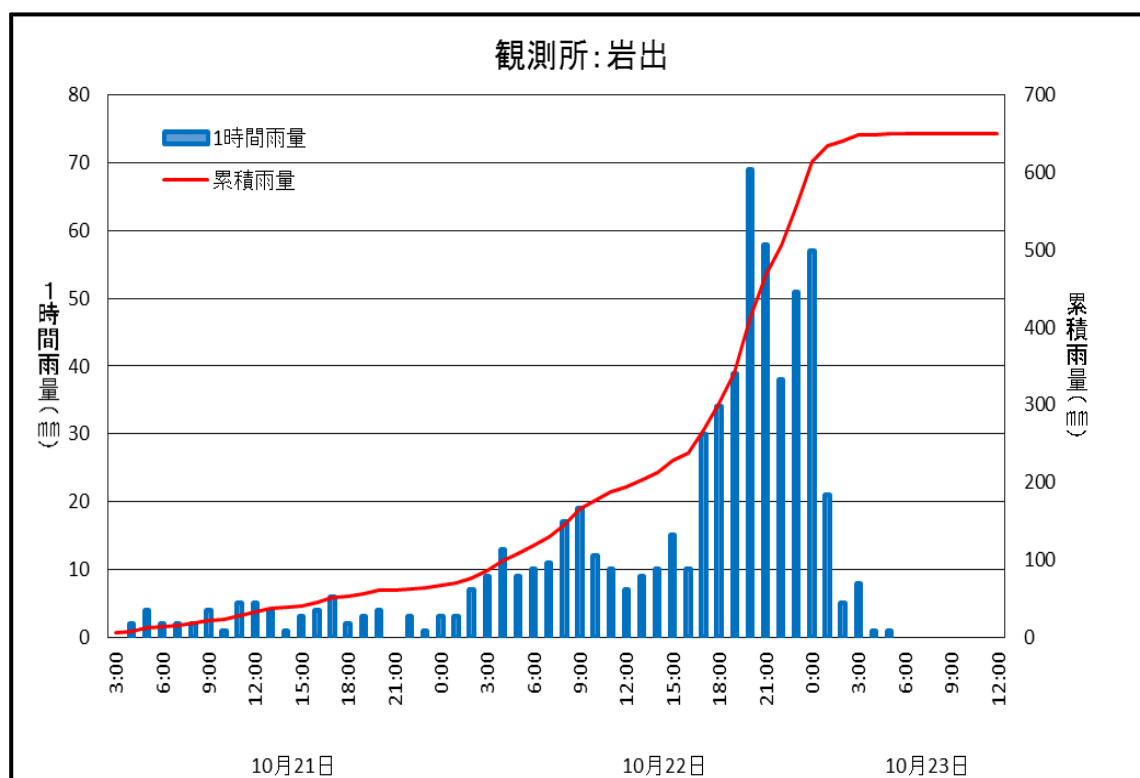
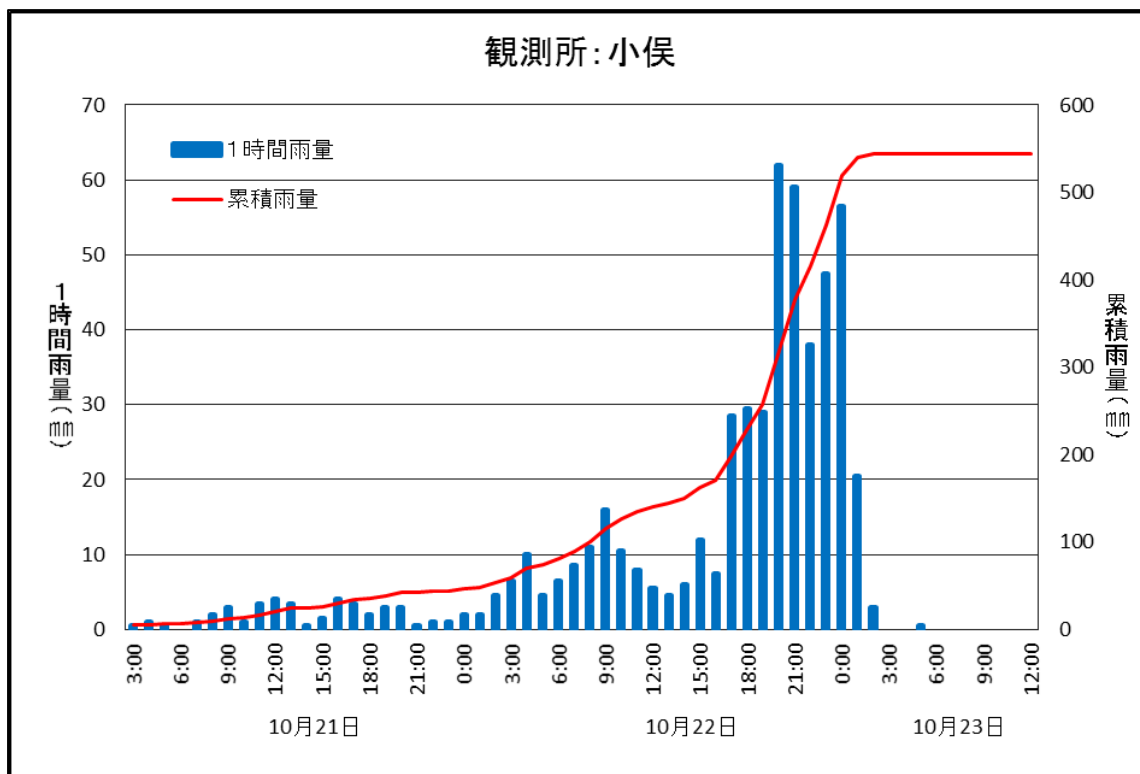


解析雨量とは、全国に設置しているレーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、雨量分布を 1km 四方の細かさで解析したものです。

出典：「平成 29 年台風第 21 号に関する三重県気象速報」平成 29 年 10 月 24 日津地方気象台

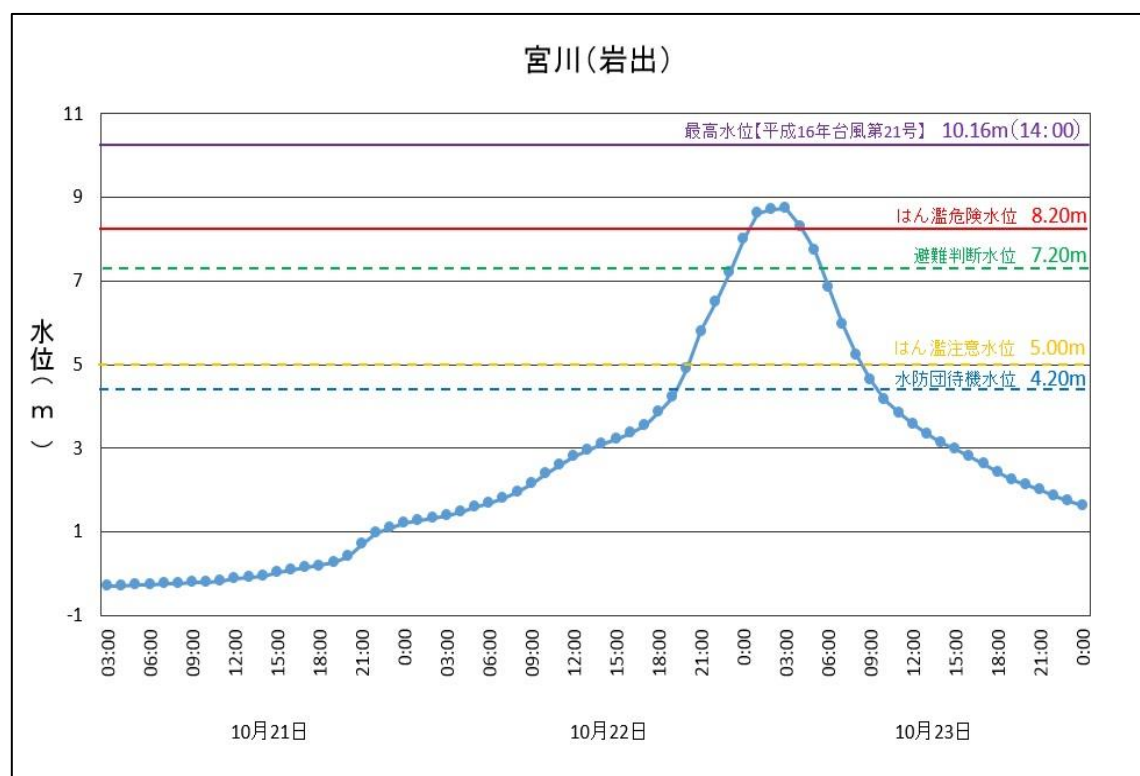
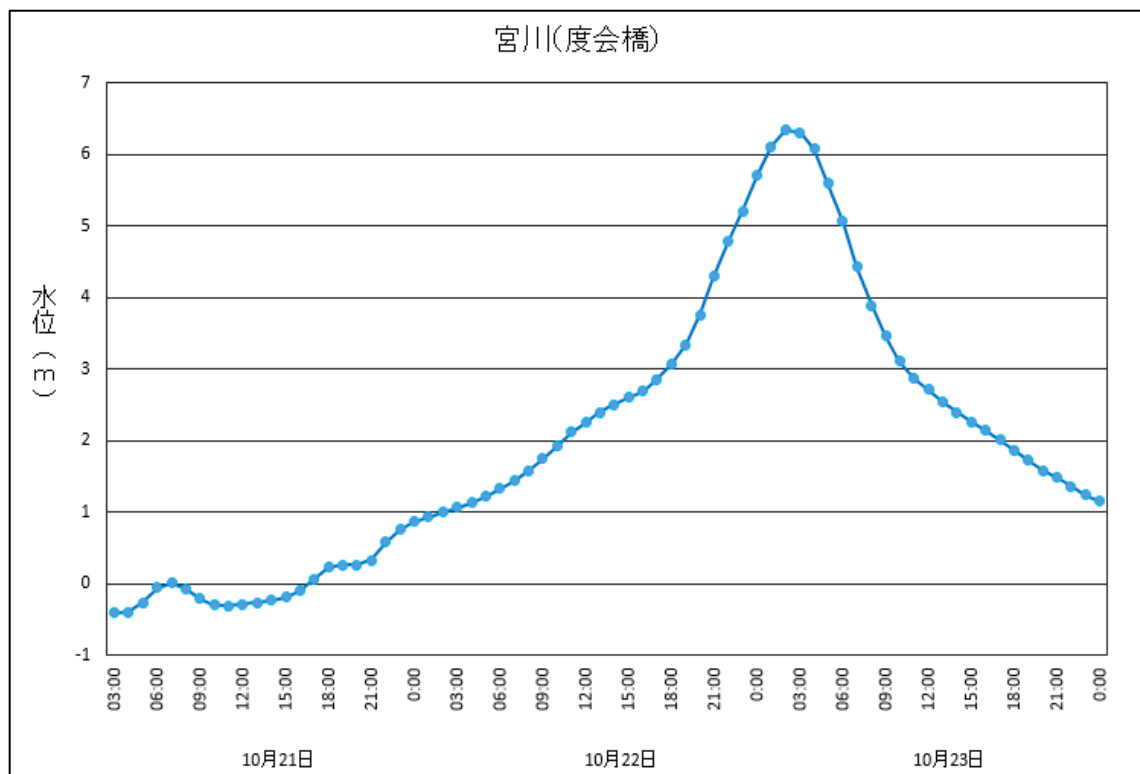
(6) 降水量時系列図(10月21日03時～10月23日12時)

国土交通省気象庁「過去の気象データ・ダウンロード」を基に作成



(7) 主な河川水位の状況(10月21日～10月23日)

国土交通省「水文水質データベース」を基に作成



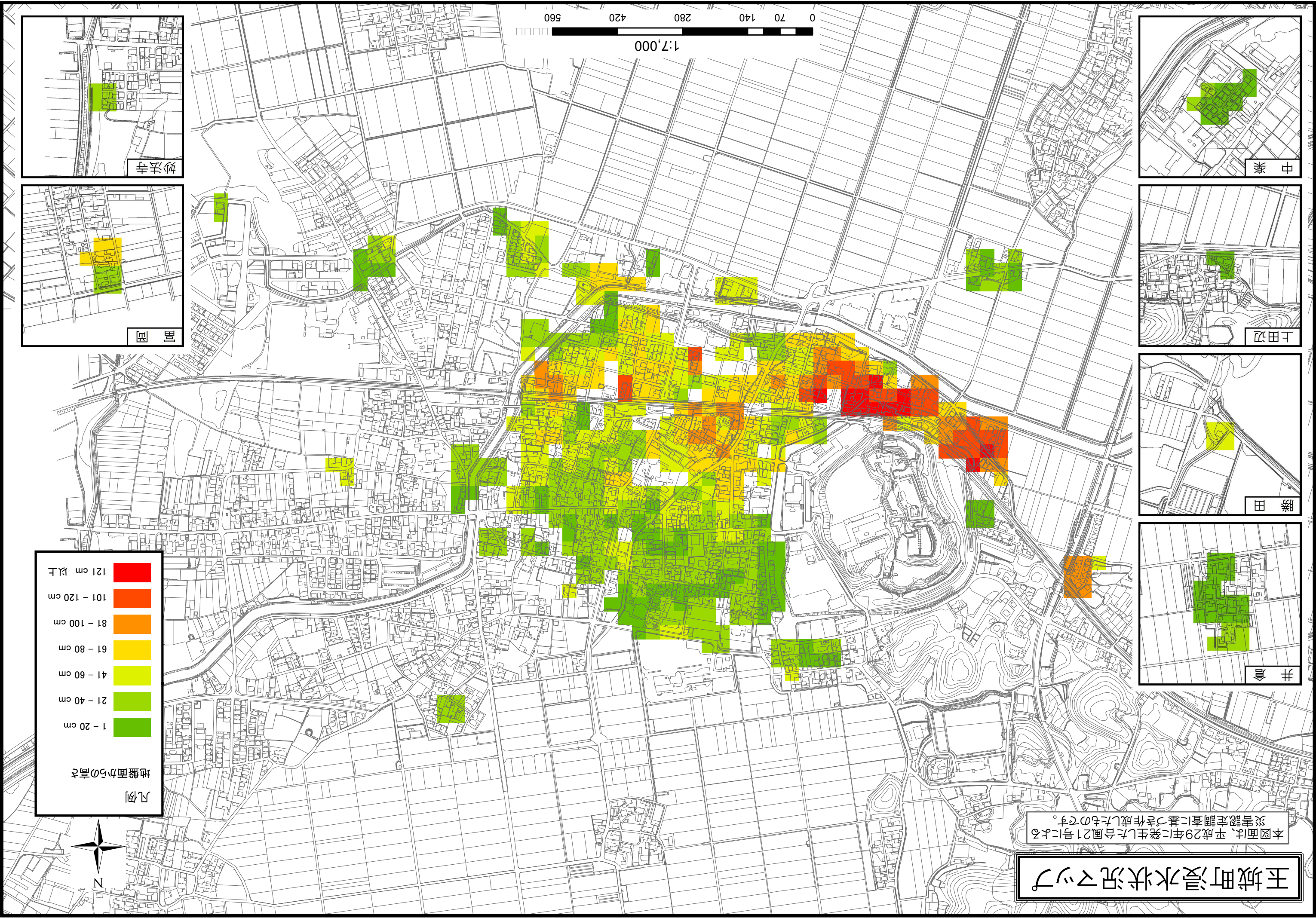
(8) 気象に関する注意報・警報等

災害発生前後の気象に関する注意報、警報等の発表状況は、以下のとおり。

発表時刻		注意報・警報の発表			
		大雨	洪水	強風	雷
平成29年 10月21日 (土)	7時57分	大雨注意報			
	14時02分	大雨警報			
	15時53分	↓			雷注意報
平成29年 10月22日 (日)	4時25分	大雨警報 (土砂災害)			↓
	7時23分	↓	洪水注意報	強風注意報	
	13時22分	↓	↓	暴風警報	
	16時18分	大雨警報 (土砂、浸水)	↓	↓	
	19時45分	↓	洪水警報		↓
平成29年 10月23日 (月)	3時08分	大雨警報 (土砂災害)	↓	↓	解除
	4時49分	大雨注意報	↓	↓	
	9時47分	↓	洪水注意報	強風注意報	
	11時44分	↓	解除	↓	
	16時58分	解除		解除	

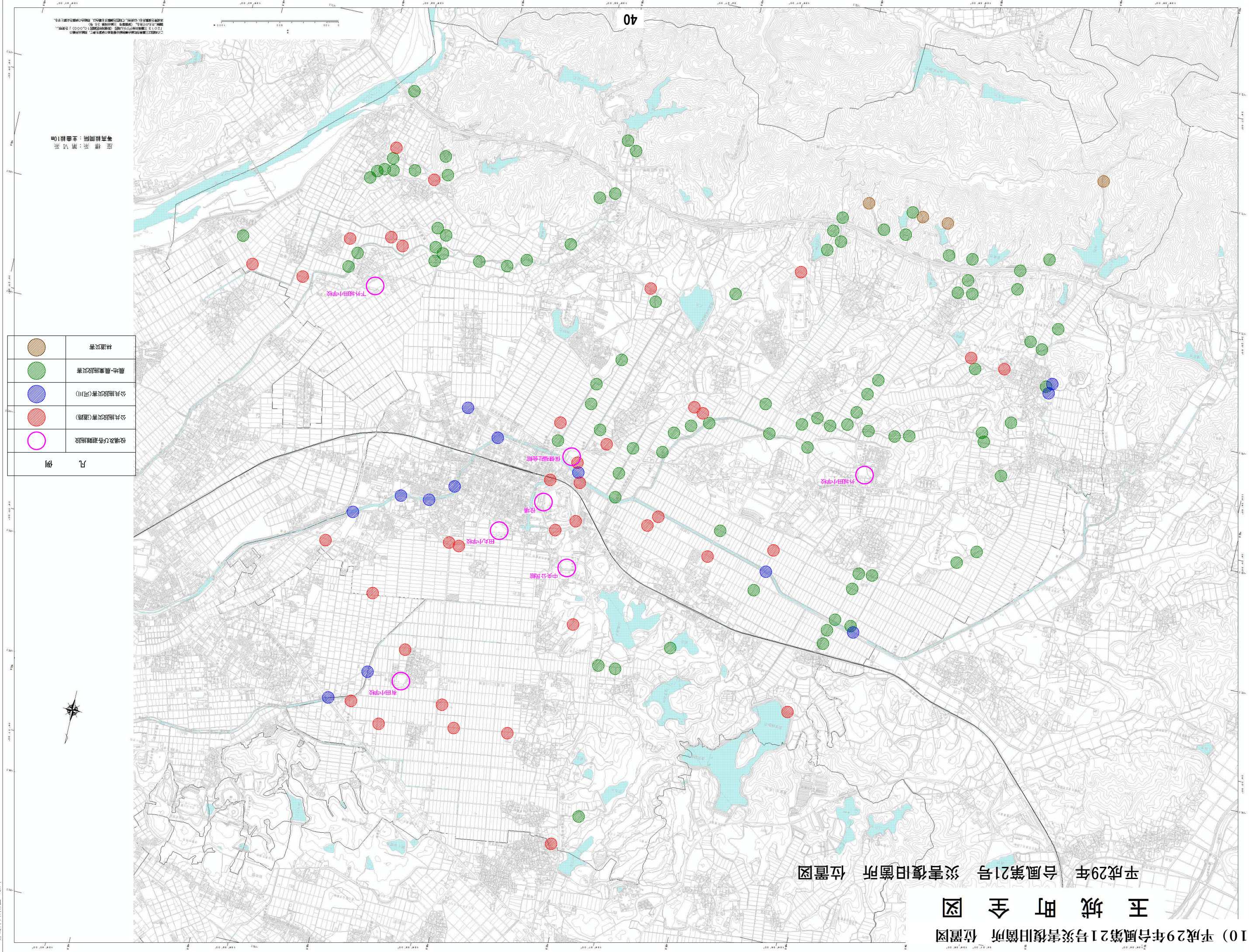
玉城町浸水状況マップ

本図面は、平成29年に発生した台風21号による
災害認定調査に基づき作成したものです。



(10) 平成29年台風第21号災害復旧箇所 位置図
玉 城 町 全 図

平成29年 台風第21号 災害復旧箇所 位置図



凡 例	
	避難及び各避難施設
	公共施設災害(道路)
	公共施設災害(河川)
	農地・農家施設災害
	林道災害

座標系：第VI系
等高線間隔：主曲線10m

この図は、国土交通省国土地理院の提供した地形図を基に、災害復旧箇所を記載したものである。図中の災害復旧箇所は、平成29年台風第21号の被災状況を調査した結果に基づき、現時点で把握されているものである。なお、図中の災害復旧箇所は、主曲線の間隔は10mである。

(11) 災害復旧事業（補助事業分）位置図（公共土木施設、農地・農業施設、林道）

玉 城 町 全 図

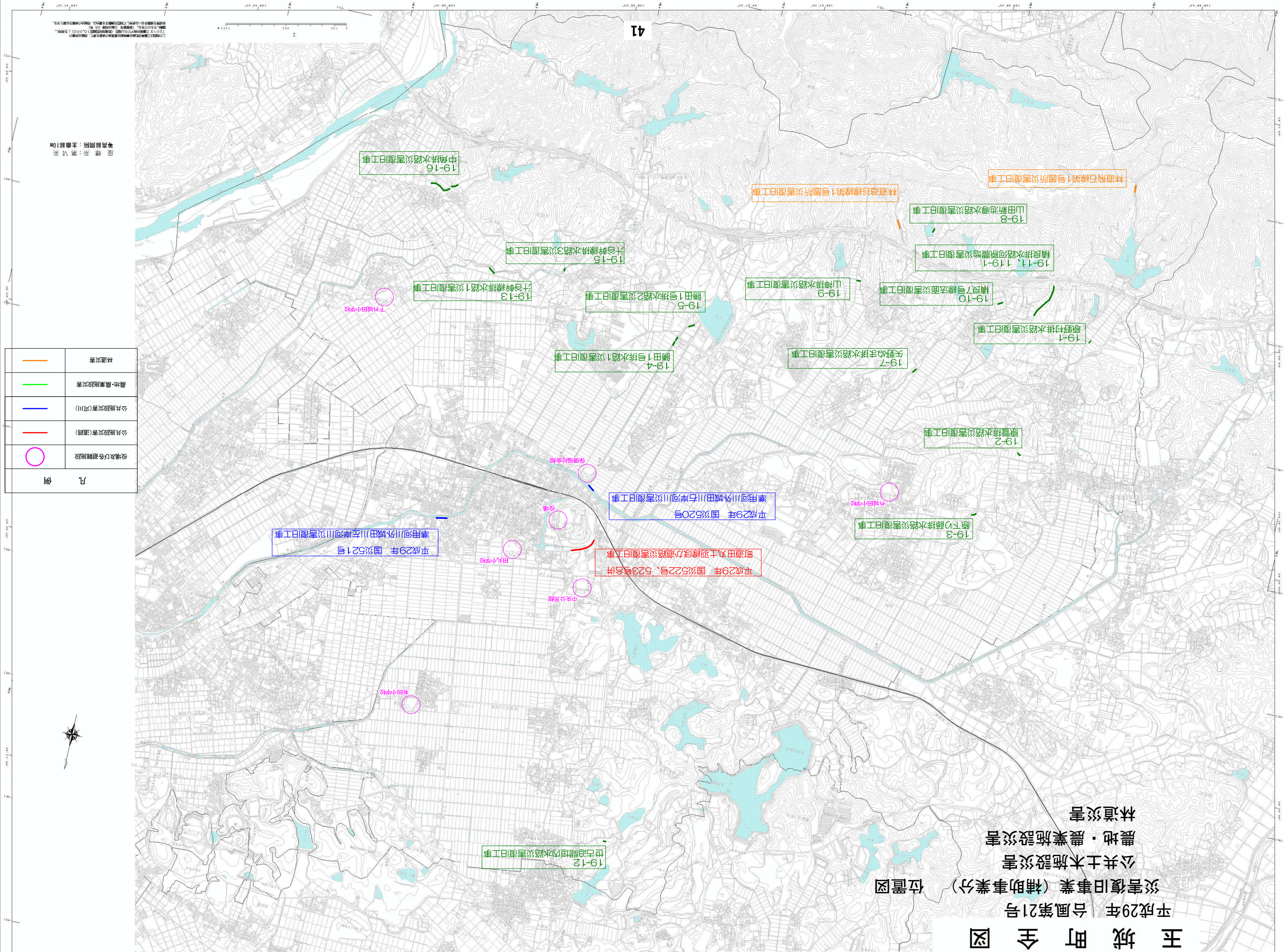
平成29年 台風第21号

災害復旧事業（補助事業分）位置図

公共土木施設災害

農地・農業施設災害

林道災害



(12) 災害対策本部等 対応表

時間等	概要
10月21日 4:25	・玉城町に大雨（土砂災害）警報発令
5:00	・総務課 3 名参集
6:00	・選挙事務のため担当職員参集 ・選挙事務のため 2 名出向 ・災対本部総務 3 名にて継続
7:05	・警報発令に伴う災対本部設置を防災行政無線にて広報周知
8:30	・災害対策本部人員拡充 ・町内調査検討
9:00	・災対本部付 4 名、町内パトロール 3 名、自主避難所付 1 名 ・町内 4 学区パトロール（外城田川揚水ポンプ停止、西光寺水門開放） ・本部長、副本部長登庁
13:30	・町内パトロール第 2 回目 ・河川水位にそれほどの変化は見られず（外城田川水面も擁壁下）
16:30	・町内パトロール第 3 回目 ・河川（外城田川、三郷川、相合川）が増水傾向にある） ・伊勢団地、サニ－道路の一部、新田町に一部冠水あり
18:54	・伊勢湾満潮
19:00	・災対本部次班へ引継 7 名 ・総務課開票事務へ
20:00	・町内パトロール第 4 回目 2 名 ・田丸神社前倒木（土砂災害）確認→処理依頼（職員出向） ・原地内林道土砂崩れ確認
20:30	・雨量の増加に伴い、団長に消防団出動依頼（団長・副団長） ・災対本部 2 次配備配置 4 名追加 ・町内パトロール第 5 回目 2 名、外城田川水位確認 ・久保地内「永耐橋」桁下 1m ・妙法寺地内「妙法寺橋」桁下 0.5m ・佐田地内「外城田橋」桁下 1m ・「田丸大橋」桁下 1m「極楽橋」、「永楽橋」水位確認できず
20:50	・宮川水防警報（準備）第 1 報発令

時間等	概要
21:30	・玉城町消防団 団長以下 33 名招集完了 (本部 8 名、1～4 分団 25 名車両 5 台) ・1 分団 高杉団地排水処理のため出向(1 台:12 名) ・2～4 分団は土のう作成へ(建設課依頼) ・宮川水防警報(準備)第 2 報発令
22:00	・保健福祉会館周辺冠水により車両孤立状態→救助要請→救助後会館へ ・送致 2 名 ・投票所より 1 名召致
22:12	・避難準備・高齢者等避難準備開始 発令(玉城町全域) ・防災行政無線にて広報周知 ・中央公民館へ避難所開設準備
22:15	・避難所開設(中央公民館へ 2 名配備)
22:30	・佐田地内救助要請有(うち車椅子 1 名) →救助後中央公民館へ 2 名送致(ペット同伴) ・「外城田橋」ほぼ満流(越水寸前状態)
23:15	・選挙事務従事者順次帰宅→災害本部第 2 次配備体制 ・雨量の増加に伴う河川水位上昇 ・宮川(避難判断水位 7.20m 氾濫危険水位 8.20m)、 ・外城田川越水の可能性→避難準備情報から勧告へ引き上げ決定
23:25	・避難勧告発令(玉城町全域) ・防災行政無線にて広報周知 ・避難所追加開設(有田小 11:10 4 名配置) (外城田小 11:15 3 名配置)(下外城田小 11:30 3 名配置)
10月22日 0:00	・下外城田小避難所 8 名受入(5 世帯、8 名) ・有田小、外城田小については避難者なし ・車両水没により大台町住民 2 名役場に避難
1:00	・本町地内救助要請あり(消防団救出出向)1 世帯 3 名役場に受入れ ・役場周辺冠水により車両使用不可 (二次災害防止の観点から水位低下まで待機) ・有田小周辺停電(避難所含む)
4:00	・役場周辺冠水水位低下により幹線道路等パトロール (県道等未だ冠水状態との報告有)

時間等	概要
5:00	・町内各所パトロール（上町、本町、魚町、殿町、勝田町、大手町、板屋町、萱町、元町、新田町などで床上、床下浸水被害多数確認）
6:00	・避難所一部閉鎖（6：00 有田小、外城田小 6：10 下外城田小） ・中央公民館（最大時 10 世帯 17 名）、保健福祉会館（最大時 2 世帯 3 名）については継続
7:00	・避難所一部閉鎖（中央公民館）、保健福祉会館のみ継続 ・洪水・暴風警報発令中（大雨は注意報に修正）
9:47	・9：47 全ての警報解除

（１３）災害に係る各市町等の応援

〈災害ボランティア・消防団等〉

玉城町民の皆様、町内ボランティア団体の皆様、町内し尿処理業者の皆様、町内企業の皆様、近隣市町の社会福祉協議会の皆様、町外ボランティアの皆様、玉城町消防団 等

〈災害応援協定に基づく団体等〉

玉城町建設業協同組合の皆様（地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定）
鳥羽市・志摩市・南伊勢町の皆様（県災害等廃棄物処理応援協定）

〈三重県・周辺市町〉

三重県、鳥羽市、志摩市、明和町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀宝町

〈支援内容〉

災害ごみの分別・搬出、家屋被害認定調査支援、被災住宅の清掃・片付け、床下の水抜き、床下調査補助、炊き出し など

〈応援車両及び人員〉

応援団体名	応援日	車両（延べ） （単位：台）	人員（延べ） （単位：人）
三重県	11月8日～14日	-	52
鳥羽市	10月31日～11月2日	3	6
志摩市	10月31日～11月2日	3	6
明和町	10月28日、29日 11月3日～5日	12	24
度会町	10月28日、29日 11月3日～5日	5	10
南伊勢町	10月31日～11月2日 11月6日～10日 11月13日	10	71
大紀町	10月30日～11月2日 11月6日～8日	24	103
紀宝町	11月1日～4日 11月7日～9日	-	20
災害ボランティア	10月27日～11月30日	-	658
玉城町消防団	-	-	107
合計		57	1,057

(14) 災害記録写真

◆下外城田地区



三郷・昼田処理場から山岡を見た写真
2017年10月23日撮影(提供者:松山稔氏)



堤防上から見た宮川
2017年10月23日撮影(提供者:松山稔氏)



昼田
2017年10月23日撮影(提供者:松山稔氏)



昼田
2017年10月23日撮影(提供者:松山稔氏)



旧投棄場隣接農地(中角)



旧投棄場(中角)



古金塚(中角)



碗田(宮古)

●汁谷川



汁谷川水門

2017 年 10 月 23 日撮影(提供者：松山稔氏)



汁谷川水門の上流

2017 年 10 月 23 日撮影(提供者：松山稔氏)

●汁谷川の浚渫



小社曽根地内（下条橋ゲート付近）



小社曽根地内（下外城田神社下り口・坂下第 1 号橋付近）

◆外城田川周辺



田丸大橋・下流(善兵衛川から JA 伊勢玉城支店付近)
2017 年 10 月 23 日撮影(提供者: 岩崎澄雄氏)



南浦橋・下流付近
2017 年 10 月 23 日撮影(提供者: 岩崎澄雄氏)



色白橋付近



外城田橋



城東団地北側付近



城東団地北側付近
2018 年 2 月 1 日撮影(提供者: 小林正弘氏)

●町道 復旧前後



勝田町土羽線矢野玉川線信号交差点（上田辺地内）

●農道 復旧前後



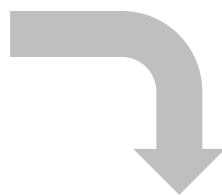
農道 706 号線（原地内ふるさと農道）

●災害ごみ仮置場 復旧前後

【香雪園】



復旧前

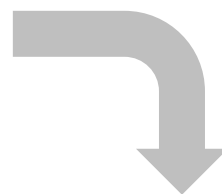


復旧後

【お城広場】



復旧前



復旧後

●三重県・各市町からの応援



家屋被害調査（三重県、紀宝町ほか）



お城広場災害ごみ処理



大紀町から職員派遣



災害ごみ処理（南伊勢町、大紀町ほか）



香雪園災害ごみ処理（大紀町ほか）



玉城浄化センター災害ごみ仕分け（南伊勢町ほか）



災害ごみ処理（志摩市ほか）



災害ごみ処理（鳥羽市ほか）

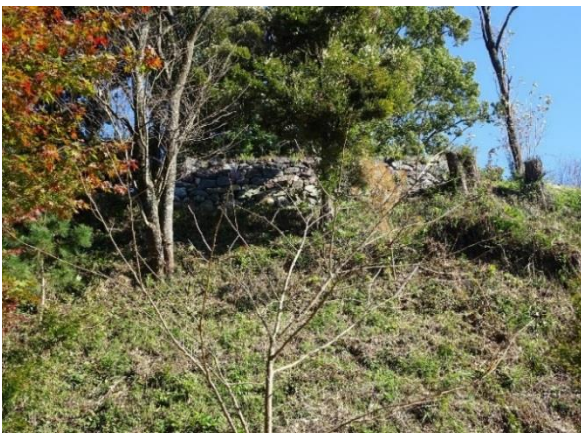
●田丸城跡



田丸城跡（中学校上り口）被災後



田丸城跡（遊歩道）崩落
2017年10月25日撮影(提供者：岩崎澄雄氏)



田丸城跡（西面）被災前



●田丸土羽線周辺
田丸城跡（北面石垣）被災前



田丸城跡（遊歩道）
2017年10月25日撮影(提供者：岩崎澄雄氏)



田丸城跡（遊歩道）
2017年10月25日撮影(提供者：岩崎澄雄氏)



田丸城跡（西面）被災後



田丸城跡（北面石垣）被災後





田丸土羽線田丸城跡付近
2017年11月22日撮影(提供者：岩崎澄雄氏)



田丸土羽線田丸城跡付近(ドローン撮影)
2018年2月1日撮影(提供者：小林正弘氏)



田丸土羽線田丸城跡付近(ドローン撮影)
2018年2月1日撮影(提供者：小林正弘氏)



町道田丸土羽線(通行止め)
2017年11月22日撮影(提供者：岩崎澄雄氏)



町道田丸土羽線(歩道)



町道田丸土羽線

(15) 広報たまきへの掲載

●平成29年12月号〈特集〉

この度の台風21号により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

過去に例のない災害に襲われた玉城町では、家屋の床上浸水をはじめ町内各所に甚大な被害が生じました。これを契機、災害救助法ならびに被災者生活再建支援法が適用されました。また、農業被害が農業災害に指定される見通しとなっています。災害発生から今日まで、町民の皆さまは甚だしい町外、県内外から温かいご支援とご協力をいただいております。引き続き、このような献身的なご支援に支えられながら、町をあげて、被害にあわれた皆さまへの支援や被災された方の生活再建を最優先として、一日も早く安心して、元気に暮らせるまちを取り戻すことができますように、町民の皆さまとともに全力で取り組んでまいります。ご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

玉城町長 辻村 修一

各種支援制度について

- 1 災害救助金**
調査の結果、床上浸水と認定された住家の世帯に50,000円をお支払いします。
※詳しくは、生活福祉課 ☎(58) 8203 にご相談ください。
- 2 水道料金・下水道使用料の減免について**
浸水被害などに伴い、水道水で掃除などを行った場合、水道・下水道の料金を減免いたします。
※詳しくは、上下水道課 ☎(58) 8207 にお問合せください。
- 3 固定資産税の減免**
浸水被害などに伴い、固定資産税が減免される場合があります。対象の方には、後日、ご案内いたしますので、その際に減免の申請をしてください。
※詳しくは、税務住民課 ☎(58) 8201 にお問合せください。
- 4 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料および介護サービス利用料・保育料の減免**
家庭などが被災し損傷した状況に応じて減免される場合があります。
※詳しくは、生活福祉課 ☎(58) 8203 にお問合せください。
- 5 重く(1)災害損壊(倒壊・崩壊・家財など)に被害が生じた事実のみを証明する書類について**
今回の被災にあたり、保険請求などで証明書が必要な方に対して、被災証明書(家屋・車両・家財など)に被害が生じた事実のみを証明する書類を発行しています。また、広域河川(河川)に災害ゴミをお持ち込みいただく場合、被災証明書を提示いただくことで、料金が免除されます。
※詳しくは生活福祉課 ☎(58) 8203 にお問合せください。
- 6 生活再建支援について**
今回の被災について、町が被災者生活再建支援法の適用を受けましたので、重大な被害(全壊、大規模半壊)を被られた世帯、および住宅を再建する方に、支援金が支給されることとなります。なお、重大な被害を認定するため、事前調査・本調査を経て被災証明書を発行させていただきます。
※詳しくは税務住民課 ☎(58) 8201 にお問合せください。
- 7 体調不良などについて**
被災により、「眠れない」、「食欲がない」、「頭が痛い」、など体調がすぐれない方は、地域包括支援 ☎(58) 7373 にご相談ください。
- 8 ボランティアへの協力依頼について**
玉城町ボランティアセンターで、お手伝いの仲介をしています。
※詳しくは、社会福祉協議会までお問合せください。
社会福祉協議会 ☎(58) 6915

3 | TAMAKI

台風21号

平成29年10月16日(月)にフィリピンのカロリン諸島で発生した台風21号は、21日から22日にかけて日本の南を北上し、21日から23日にかけての降水量が近畿地方や東海地方を中心に500ミリを超える記録的な大雨となりました。玉城町でも予想を上回る雨量となり、1〜2時間で急速に水位が上昇し、この影響で外城田川、三郷川、汁谷川、相合川が氾濫し、町内各所に甚大な被害をもたらしました。

現在の被害状況 平成29年11月15日現在

家屋被害	公共施設などの被害
床上浸水 287戸 床下浸水 229戸	道路 51箇所 (うち通行止め 6箇所) 河川 10箇所 農林施設 90箇所 田圃施設 20箇所
人的被害 骨折2名	

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

玉城町のためにご支援くださったみなさん(11/15日現在 順不同)

■災害ボランティア・消防団 など

町民の皆さま、町内ボランティア団体の皆さま、町内し尿処理業者の皆さま、町内企業の皆さま、近隣市町の社会福祉協議会の皆さま、町外ボランティアの皆さま、町消防団など延べ約550名

主な支援内容:
被災住宅の清掃・片付け、災害ゴミの分別・搬出、床下の水抜き、床下調査補助 など

■災害応援協定に基づく団体 など

町建設業協同組合の皆さま(地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定)
鳥羽市・志摩市・南伊勢町の皆さま(県災害等廃棄物処理応援協定)

周辺市町・三重県からの支援(主な支援内容:災害ゴミの分別・搬出、家屋被害調査支援など)

大紀町	熊倉町
(10月30日〜11月2日、11月6日〜8日)	(10月28日、29日、11月3日〜5日)
南伊勢町	志摩市
(10月31日〜11月2日、11月6日〜10日、11月13日)	(10月31日〜11月2日)
紀宝町	鳥羽市
(11月1日〜4日、7日〜9日)	(10月31日〜11月2日)
明和町	三重県
(10月28日、29日、11月3日〜5日)	(11月8日〜14日)

延べ約300名

義援金・義捐金について

義援金	義捐金																																				
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>受付期間</th> </tr> <tr> <td>中津川銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>田丸商店</td> <td>10,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> </table>	名称	金額	受付期間	中津川銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	田丸商店	10,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>受付期間</th> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> <tr> <td>伊賀銀行</td> <td>50,000円</td> <td>平成29年10月27日〜平成30年3月10日</td> </tr> </table>	名称	金額	受付期間	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日	伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日
名称	金額	受付期間																																			
中津川銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
田丸商店	10,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
名称	金額	受付期間																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			
伊賀銀行	50,000円	平成29年10月27日〜平成30年3月10日																																			

※A7Mによる被災状況の把握と、被災者の生活支援、被災者の生活再建支援など、被災者の生活再建支援に活用させていただきます。

TAMAKI | 2

●平成30年3月号〈特集〉

特集

土の入替え

災害ゴミの処理場として活用していた香雪園、お城広場などの敷地(土の入替え)工事が始まりました。現在3月23日の完成を目指して工事を進めています。

農道

農道706号線(原地区と農道)

町道

鹿田町土羽線、矢野玉川線(上田地区内)

河川

外城田川第3号橋付近(下田地区内)

浚渫(汁谷川)

下流橋下(小社管轄内)
下流橋下(小社管轄内)

む復 け旧 てに

ず一 っ歩

スケジュール【】は、復旧予定時期

- ◆町道の復旧工事
 - 田丸土羽線(田丸神社前)【平成30年9月】
歩行者の通行は可能です。
 - 矢野原線(東谷石店(原地区)東側)【平成30年7月】
歩行者の通行は可能です。
 - 妙法寺第3号線(城東地区北側 外城田川左岸)【平成31年3月】
車および歩行者も通行できません。
 - 新田町第3号線(旧 木梨商店西側)【平成30年3月】
歩行者の通行は可能です。
- ◆外城田川の復旧工事
 - ◆無道鳥羽松阪線から下流の相合川、有田川の土砂の浚渫【平成31年3月】
 - ◆無道鳥羽松阪線の井倉橋の補強工事【平成30年5月】

取組み

1月15日 第1回防災会議を開催しました。

1月27日 防災講演会を開催しました。講師に、三重大学大学院准教授 川口孝氏をお招きしました。

2月12日〜13日 防災まちづくり研究会を開催しました。

3月15日 町民会館のようす

水位標示の設置

台風21号による外城田川の氾濫を受け、出水時の水位監視を強化するため、水位標示を設置しました。外城田川のほか、三郷川、汁谷川、相合川にも水位標示を設置します。

避難所に公衆無線LANを設置

2月1日(木)、公衆無線LAN「TAMAKI Free Wi-Fi」のサービスを開始しました。このサービスによって、災害時に避難者のインターネット接続環境を整えることが可能となります。ご利用方法などは、広報たまき4月号、町公式ホームページなどで紹介いたします。

平成29年台風21号の災害復旧に向けて、各種取組みを進めています。ご理解、ご協力をお願いします。

総務課 ☎(58) 8200

●平成 30 年4月号〈特集〉

特集

2月1日
(木)
から

避難所において公衆無線LAN 「TAMAKI Free_Wi-Fi」

のサービスを開始しました

公衆無線LAN「TAMAKI Free_Wi-Fi」のサービスを避難所など（町内小中学校体育館）で開始しました。このサービスにより、災害発生時に避難者の方が無料でインターネットから情報収集・伝達が可能となります。
※災害発生時以外でもご利用いただけます。

このサービスを利用するには、各避難所での登録が必要です（初回のみ）。

- ①Wi-FiをONにし、ネットワーク設定画面から「TAMAKI Free_Wi-Fi」をタップします
- ②「ブラウザ」アプリをダウンロードし、ブラウザを表示します（※お持ちのスマートフォンによりブラウザアプリは異なる場合があります）
- ③インターネットに接続する「タップ」します
- ④メールアドレスで登録する「タップ」します
- ⑤「利用規約」に同意する「チェック」し、「登録」をタップします

⑥「同意する」をタップします

⑦すでに登録したメールアドレスの受信が完了します
※お持ちのスマートフォンに本登録が完了したことをお知らせします

⑧お持ちのスマートフォンに本登録が完了したことをお知らせします

⑨インターネットへの接続が完了します

⑩町のホームページ（災害時は「防災みえ」）に接続します

2月26日(月) 事業発表会を開催しました

公衆無線LAN「TAMAKI Free_Wi-Fi」事業発表会を行いました。発表会では、Wi-Fi接続のデモンストレーションでサービスの内容の紹介をしました。

また、この日はNTT西日本三重支店による小型ポータブル衛星装置、移動電源車の説明もあり、災害時における通信手段と電源の確保の体制について確認しました。

総務課 ☎(58) 8200

●平成 30 年6月号〈特集〉

特集

台風第21号による 『災害写真』 提供のお願い

総合課課長 ☎(58) 8208

目的

町では、平成29年10月に甚大な被害をもたらした台風第21号の記憶を後世に伝えること、今後の防災・減災に役立てるため、写真の提供をお願いします。皆様からお送りいただいた写真は災害記録の作成に使用させていただきます。

提供いただきたい写真

- 災害に関する写真、映像
- 自宅のようす
- 水の水位がわかるもの
- 土砂崩れ などです。

※投稿写真に対する説明（50字程度）をお願いします。

提供にあたってのお願い

- 1.提供写真は、提供が本人が撮影されたもので、著作権などの権利が第三者に帰属しているものに限りません。また、被写体の肖像権など、第三者の権利についても、権利の承認を得たものに限りさせていただきます。未成年の方で提供いただける方は、保護者の同意を得てから提供をお願いします。
- 2.デジタル加工したもの、合成写真、組写真、パノラマワイド等の写真は不可となります。
- 3.提供データおよび紙媒体の返却はいたしませんので、必要に応じて、あらかじめバックアップ、複製、複製などを行ってください。
- 4.提供写真は、写真を町へ提供していただいた時点で、提供写真は町が発行する出版物やホームページへの掲載、災害記録作成

の目的のための二次利用について、ご承諾を得たものとし、掲載にあたっては自由加工をさせていただきます。また、写真・映像・音声・動画など第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシーを侵害するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、健康被害を及ぼす可能性があるもの、公序良俗に反しているもの、企業や商品の宣伝・広告・勧誘・営業行為を主たる目的としているもの、その他法令違反となるものをおよびそのおそれがあるものが掲載されたものは掲載できません。

6.必要事項が記入されていないものや提供写真がデータやサイズ上、不適当であると町が判断したもののについても、使用を控させていただきます。

7.第三者の権利侵害などについては、町は一切責任を負いませんので、ご了承ください。また、万が一、提供いただいた写真について、第三者と紛争が生じた場合は、提供が本人の責任と費用負担によって解決していただくものとします。町およびほかの提供者に対して、一切連絡をしないよう協力ください。

写真の提供について

- 写真は、「JPEG」データ・紙媒体とします。
- 氏名および電話番号は**非公開**とします。また、記載された個人情報は、本取組目的以外には使用しません。
- 写真の説明について、町では真偽の確認を行いません。

【提供方法】

町公式ホームページから
町公式ホームページの「災害投稿フォーム」で必要事項を記入の上、写真データを添付してください。
<http://kizuna.town.tamaki.lmie.jp/news/saigaisyaashintokyouka.html>

Eメールで ※送信サイズ制限あり（2MB）
メールに下記の必要事項を入力の上、写真データを添付してください。 ▶送信先: homepage@town.tamaki.lg.jp
【必要事項】
1.氏名 2.電話番号 3.タイトル 4.撮影場所 5.撮影場所住所（可能な範囲内で） 6.写真の説明（50字程度）
上記以外
1.ディスク（CD-R、DVD-Rのみ）または、USBメモリ
2.写真を印刷し、紙媒体での提供
3.2点ともに郵送時郵送料を郵政窓口へお持ちください。

【注意事項】
1.「災害投稿」を町記の上、郵送でも受付ます（郵送は、本町に写真を提供いただける場合に限ります）。
※郵送料は各自負担となりますので、ご了承ください。
【受付先】〒519-0495 三重県会館玉城町民114号館2 玉城町役場 総合課課長 宛

●平成 30 年9月号〈特集〉

町内浸水図

このマップは、平成29年10月22日から23日にかけての台風第21号によって浸水被害が発生した地区をとりまとめ示したものです。調査の方法は、災害認定調査を基に示しています。避難などにお役立てください。

量水堰設置箇所

台風第21号による外堀田川のはん濫を受け、出水期の水位監視を強化するため、町内7箇所量水堰を設置しました。量水堰の設置により、流域住民のみなさんが、自分の目で降雨時の水位状況を現地から確認することが可能となり、洪水時の自主的な避難や地域および町の水害対応に広く役立つものとします。また、流域住民の方々が平時から量水堰を目にすることで、洪水災害に対する危機意識の高揚を図ることも目的としています。

●平成 30 年5月号〈災害義援金〉

台風21号災害義援金について

玉城町では、平成29年10月22日台風21号により被災された皆様の生活再建のために、義援金を募集してまいりましたが、平成30年3月30日をもって受付を終了いたしました。

多くの皆様から温かいご支援をいただきましたことに、心よりお礼申し上げます。

お寄せいただいた災害義援金は、玉城町災害義援金配分委員会を通じて、被災状況に応じ、被災された方々へお届けいたします。

◆お寄せいただいた義援金の額
4,349,337円(平成30年3月31日現在)

●平成 30 年7月号〈災害義援金〉

平成29年台風第21号に対する義援金のお礼とご報告

このたび、平成29年台風第21号に際して、被災者支援のために心のこもった義援金をお寄せいただき、心からお礼申し上げます。

お寄せいただいた義援金は、5月30日、被災された町民のみならず、被災された方々へお届けいたしました。

なお、お預かりした義援金は玉城町災害義援金配分委員会において決定した基準により配分しています。

入金状況

台風21号三重県災害義援金募集推進委員会（三重県、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送）

入金分金	15,001,984円		
町受付分金	4,349,337円		
		合計	19,351,321円

基本目標	事業名	担当課	リーダー
被災者生活再建	被害認定調査・罹災証明発行	税務住民課	奥野 史典
	被災者支援対策	生活福祉課	玉木 真弓
	災害廃棄物及び土砂・流木処理	生活福祉課	西岡 厚
	住宅の提供（被災者応急住宅）	建設課	藤原 正成
	生活支援（義援金の配分・税軽減）	出納室	川口 文香
	被災児童への支援	教育委員会	内山 治久
	医療機関の機能回復	病院・老健事務局	松田 臣二
	被災者の健康支援	生活福祉課	小林 加苗
災害に強いまちづくり	防災・減災対策の強化	総務課	上村 和弘
	災害記録作成	総合戦略課	中川 泰成
	外城田川ほか中小河川の総合的治水対策	建設課	真砂 浩行
	土砂災害対策	建設課	竹郷 哲也
産業と経済の再建	中小企業等への事業再建支援	産業振興課	中野 雄広
	農林業者への事業再建支援	産業振興課	坂出 雅哉
インフラ整備	農地・林道等施設の復旧	産業振興課	坂出 雅哉
	道路公共土木施設の復旧	建設課	真砂 浩行
	河川等公共土木施設の復旧	建設課	真砂 浩行
	上下水道施設の復旧	上下水道課	中井 正広
	（オブザーバー） 防災技術指導員 小宮 貞則		
	事務局 総合戦略課 永井 友樹、成川 勝也		

(17) プロジェクト会議の経過

会議	日にち	内容
第 1 回会議	平成 30 年 5 月 25 日	(1) 玉城町災害復旧・復興プロジェクトについて (2) 平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画（案）について (3) 今後のスケジュールについて
第 2 回会議	平成 30 年 7 月 19 日	(1) 平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画（中間案）について (2) 資料編に関する各種資料の提供について (3) 今後のスケジュールについて
第 3 回会議	平成 30 年 8 月 30 日	(1) 平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画（最終案）について

(18) 懇談会・説明会等

	日にち	内容
議員懇談会	平成 29 年 11 月 2 日	(1) 被害状況と今後の予定について
関係自治区 長説明会	平成 29 年 11 月 2 日	(1) 台風災害対応の状況について
議員懇談会	平成 29 年 11 月 15 日	(1) 台風災害対応の状況と今後の予定について (2) 被災者への支援対策等について
区長会	平成 30 年 1 月 27 日	防災講座 講師：三重大学大学院工学研究科 川口 淳 准教授
関係自治区 長懇談会	平成 30 年 2 月 20 日	(1) 平成 29 年第 21 号台風に係る課題・問題等について

(19) 台風第 21 号被害に伴う災害対応経費（予算ベース）

平成 29 年度 （補正予算）明許繰越	658,200 千円
平成 30 年度	19,258 千円

災害見舞金県が支給へ

台風21、22号受け制度創設

県は六日、台風21、22号で住宅が被害を受けた世帯に災害見舞金を支給すると発表した。必要経費を計上して創設し、今後も災害で被害が出た世帯に支給する。全壊した世帯には十万円、半壊には五万円、床上浸水には二万円を上限に支給する。十月下旬の台風21、22号では一棟が全壊、六棟が半壊、九

廃棄の処理 津市など協力

台風21号被害

七日から、床上浸水などの被害があった伊勢市や玉城町、明和町、度会町の家屋などから運び出された大量の廃棄物の処理作業で、津市は

伊勢広域環境組合から二日、津市に応援要請があり、県災害等廃棄物処理応援協定に基づき三十日まで支援す

る。他に松阪市、鳥羽市、志摩広域連合も支援する。伊勢広域環境組合清掃工場には被災地から百五十枚程度を期

間内に数回に分けて津市のリサイクルセン

ターに搬入し、細断後は市内の西部クリーンセンターとクリーンセンターにおたかて焼却する。

（須江政仁）

中日新聞

平成 29 年 11 月 1 日

住宅の浸水被害 多 玉城



家庭から出た災害ごみの仮置き場で分別作業をする大紀町職員ら＝玉城町田丸のお城広場で

台風21号による住宅の浸水被害が伊勢市に大量の災害ごみの分次いで多かった玉城町、別などに協力する。に、大紀町や鳥羽市など周辺市町の職員が応援に駆け付けている。害ごみを手作業でより分け、大紀町職員百八十一棟が床上浸水の姿があった。同町の

周辺市町から応援続々



台風21号による玉城町の被害

負傷者	2人
行方不明者	0人
住宅の床上浸水	282棟
住宅の床下浸水	210棟
氾濫した川	外城田川

トラックや鳥羽市のゴミ収集車も次々とみを運び出していく。玉城町の職員だけではとても手が回らなかったと同町の担当者は感謝する。大紀町の氾濫で起こり、被害があり、三十三日、は町役場の周辺に集中した。台風が接近した。二十一日午後十一時ごろ、上流に降った豪雨の影響で、外城田川の水位が急上昇した。倒壊の恐れがあるなどとして、四世帯八人は三十日夜も避難所となっている町保健福祉会館で過ごした。町によると、被災者に渡す義援金の受け付けも三十一日に始まった。町総務課課長0596(58)8200(大島康介)

中日新聞

平成 29 年 11 月 7 日

玉城町 避難勧告遅れる

台風21号に開票重なり

十月の台風21号によって住宅二百八十軒余が床上浸水した玉城町で、住民への避難勧告の発令を担当する町総務課の担当者が衆院選の開票作業に従事し、勧告の発令が遅れていたことが分かった。選挙と災害が重なった時の危機管理への備えが問われてきた。

町総務課が取材に明らかにした。同課によると「避難準備」や「避難勧告」の発令は総務課が判断し、県や国、NHKなどの報道機関と共有するシステム「アラート」に入力する。

また、避難準備や避難勧告を発令したものの、町民には住宅や屋内のスピーカーから流す防災無線でしか伝えられていなかった。テレビなどに災害速報を流すためには、総務課の職員が「アラート」に入力した上で「公開」ボタンを押さなければならぬが、忘れていたという。中村元紀総務課長は「外城田川が氾濫する可能性について考えが甘かった。避難勧告が遅れたことは多くの町民から指摘されており、改善していきたい」と話している。

ところが、台風21号の風雨が強まった十月二十二日夜は、総務課の職員六人も町内の衆院選の開票所で作業。町災害対策本部として職員十四人を待機させていたが、避難情勢をシステムに入力したり、住民に知らせたりできる職員はいなかったという。

総務課の職員が開票作業を離れ、午後十時十二分に避難準備、同十一時二十五分に避難勧告を全域に発令した。午後十一時ごろには町中心部を流れる外城田川が氾濫しており、多くの住民が床上まで浸水した段階で災害に気付いたことにな

(大島 小)

中日新聞

平成 29 年 11 月 15 日

台風被害復旧に84億円

県 追加補正予算案提出へ

県は十七日、二百二十五億一千万円の追加補正予算案を提出する。台風21号の被害を受けた玉城町の被災者に対する見舞金

復旧経費では、道路

農林水産関係は計七

億二千九百四十万

文化財に

は五百五十万

が支給する

から三十八億五千万

円、借金の県債が四十

億九千万

たことを受け、農地や農業施設の復旧は、国の補助額増を見込んだ二億四千万円。山地などの復旧には四億八千万円を計上した。床上浸水で休校した紀南高など県立高校三十二校には一億円、文化財には五百五十万の復旧費を充てた。

被災者に贈る見舞金

の経費に、千百世帯分の二千八百万円を計上。伊勢市と玉城町には災害救助法が適用されたため、両市町での避難所設置費用千七百円を負担する。

億円。残りは貯金に当たる財政調整基金などを取り崩す。

県によると、近年の補正予算では、二〇一一年の紀伊半島豪雨の際に計上した約三百六十六億円に次ぐ規模。

台風からの復旧費を除いた補正予算額は四十九億九千万円。

中日新聞

平成 29 年 11 月 18 日



史跡・田丸城跡 のり面20ヵ所崩落

台風21号の風雨により、歩道の柵を土が押し倒れて、県史跡に指定されている場所もあり、崩落している田丸城跡（玉のり面の保護などに取組む）でも、のり面が崩落している。

田丸城は、南北朝時代（14世紀）に北畠氏に建てられた。代々の城主が築城したのが始まりで、急峻な高い二カ所（急峻）の八カ所に計五カ所の八百万が計五カ所。現在、堀や町役場、町教委によると、応場を含む五カ所が急峻に崩落している。県史跡で、財団法人に面した土のり面「日本城郭協会」（東京）によって「続日」の二カ所は崩落している。（大島康介）

2カ所に緊急対策

復旧費など6億4000万円

補正前の一般会計の円余で、11%も上積みした。台風21号で洪水を、総額は五十七億三千万とする大型補正となつて引き起こした外城田川。

で、四カ所に水位計を設置する事業は三百七十万円を予定している。玉城町には、災害救助金を計上した。

玉城町が補正予算案

床上浸水世帯5万円 台風21号で見舞金を計上

十月の台風21号で住宅の床上浸水が二百七十軒に上った玉城町は、復旧費用や今後の防災対策として六億四千万円を計上した。一般会計補正予算案を町議会に提案した。床上浸水の世帯に、五万円を支給する災害見舞金の事業なども盛り込んでいる。

助法と被災者生活再建支援法の適用が国によって決定している。一方で、支援メニューが少ない床上浸水の住宅には、町独自の事業として復旧工事の一部（最大六万円）を補助する事業を新たに始める。床下に入り込んだ水による床板や畳の傷みに対応しよう。

中日新聞
平成 29 年 12 月 14 日

外城田川に水位計

台風21号 玉城町が4カ所設置へ

十月の台風21号で多くの住宅が浸水被害を受けた玉城町は、氾濫した外城田川の四つの橋に水位計を設置する方針を固めた。ちょうど二カ月前の台風時に避難準備や避難勧告の情報を出すのが遅れたとの反省に基き、基礎の水位に達した場合は素早く避難情報を発信する運用に改める。



玉城町が水位計を設置する色白橋＝玉城町下田辺で



玉城町で発生した外城田川の洪水で、上流から流れ下る木や草が橋の柵に当たって、十月二十日午後十時ごろに外城田川の水が氾濫した。玉城町では、氾濫した外城田川の水が氾濫した。玉城町では、氾濫した外城田川の水が氾濫した。

流木が橋に…氾濫の一因か

玉城町で発生した外城田川の洪水で、上流から流れ下る木や草が橋の柵に当たって、十月二十日午後十時ごろに外城田川の水が氾濫した。玉城町では、氾濫した外城田川の水が氾濫した。

県内700件29億円対象

内閣府は、台風21号の被害を受けた県内700件の被災者を対象に、総額29億円の支援を行う。被災者は、被災地の復興に貢献する。被災者は、被災地の復興に貢献する。

被災者支援 100万円贈る

被災者支援として、被災者に100万円を贈る。被災者は、被災地の復興に貢献する。被災者は、被災地の復興に貢献する。

町長「台風対応を反省」

玉城町議会 外城田川排水見直しへ

十月の台風21号で洪水があった玉城町で、町議会の一般質問が十三日にあり、登壇した議員七人のうち六人の内容が災害対応に集中した。辻村修一町長は「町の対応にはいくつかの課題があった。率直に反省し、改善しなければならない」と答弁し、教訓としていく考えを示した。

新たな水位計設置

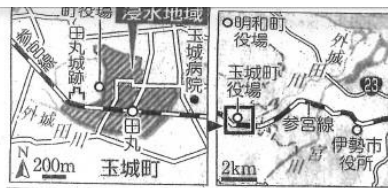
一般質問では、外城田川が氾濫した要因も尋ねられた。辻村町長は「外城田川の排水に構造的な問題があった。記録的な雨量が排水の容量を超えた」と説明。一九六〇年代に堤防などが施工された外城田川は、二十四時間当たりの雨量が二五〇ミリまで耐えられるように設計されていたが、今回の雨量は五〇〇ミリと大きく上回ったことが明らかにされた。

「洪水対策の抜本的な見直しが必要」と指摘された外城田川。玉城町勝田で



また、外城田川の近隣住民に素早く避難情報を発信するため、新たに四カ所に水位計を設置する対策について、町側はさらに強化する意向だ。当面は目視で水位を確認する水位計で対応するが、二〇一八年度以降には現場に出向かなくても水

位を確認できるセンサーや、川の状況を撮影する監視カメラを設ける方針を明らかにした。玉城町では、台風21号が接近した十月二十一日に住宅の床上浸水がある。



ハザードマップ 想定なく

玉城町は、自然災害による被害予想を示す「ハザードマップ」を全面的に改める作業に着手した。10月の台風21号で氾濫した外城田川の洪水を、まったく想定していなかったため。台風で浸水のあった全地区を、ハザードマップに反映させる。

町議会で北川雅紀議員の一般質問に、辻村修一町長が明らかにした。辻村町長は「外城田川の氾濫は過去に例

全面的見直しへ

がないことだった。できるだけ早く新しいハザードマップを町民に示したい」と述べた。町によると、現在のハザードマップは2015年3月に改訂されたもので、水害については宮川とため池があふれた場合のみ想定している。台風21号で住宅の浸水被害が多く、最高で地面から1.8メートルに達した田丸地区は、災害の予想地域に含まれていなかった。

(大島康介)

入力ミス「把握せず」

台風21号避難勧告で玉城町長

十月の台風21号の際、玉城町の避難勧告が多くの住民に伝わってなかった問題で、辻村修一町長は十四日、避難情報のシステム入力ミスを職員が誤ったことを「当時は把握していなかった」と述べた。テレビやラジオ、メールを活用して避難情報を知らせる姿勢が問われそう。

(大島康介)

町議会で中瀬信之議員の一般質問に答え、町全域への避難勧告は、十月二十二日午後十一時二十五分ごろに発令された。町役場では、県を通じて国やテレビ局など情報を共有するシステム「アラート」への入力ミスは後日になって知った。

辻村町長は「入力ミスは後日になって知った。反省しなければならない」と述べた。当時は衆院選の開票作業と災害対応が重なり、混乱していたことも説明。入力ミスに関して総務課長と担当職員が処分を受けたことも明らかにした。

平成 29 年台風第 21 号玉城町災害復旧・復興計画

発行年月：平成 30 年 9 月

発 行：三重県玉城町（総合戦略課）

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

(TEL) 0596-58-8208 (FAX) 0596-58-4494

(HP) <https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/home.html>